

刈谷市水防計画

令和6年2月
刈谷市

目 次

第1章 総 則	1
第1節 目 的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任	3
第4節 水防活動従事者の安全確保	4
第2章 市の水防組織	7
第1節 水防対策の組織及び所掌事務	7
第2節 水防の機関	7
第3章 水防施設	13
第1節 水防倉庫及び水防資器材	13
第2節 通信連絡	16
第3節 消防団等の通信連絡	17
第4節 非常輸送	17
第4章 非常配備	19
第1節 災害対策本部の非常配備	19
第2節 消防団の非常配備	20
第5章 重要水防箇所	21
第1節 重要水防箇所の想定と対策	21
第2節 重要工作物	24
第6章 水防に関連する予報・警報	27
第1節 水防に関する予報・警報の種類と発表基準	27
第2節 水防に関する予報・警報の伝達	37
第7章 水防警報	39
第1節 意 義	39
第2節 水防警報を行う河川及び海岸	39
第3節 水防警報を発する基準	39
第4節 水防警報伝達系統	40
第8章 洪水予報	43
第1節 意 義	43
第2節 洪水予報を行う河川及び実施区域	43
第3節 洪水予報に関する基準地点	43
第4節 洪水予報の種類等と発表基準	43
第5節 洪水予報伝達系統	44

第 9 章	水位情報の周知	4 7
第 1 節	意 義	4 7
第 2 節	水位情報の周知を行う河川及びその区域	4 7
第 3 節	水位情報周知を行う水位観測所における基準水位	4 7
第 4 節	水位情報伝達系統	4 9
第 1 0 章	水防活動	5 1
第 1 節	雨量・水位・潮位の監視と通報	5 1
第 2 節	監視及び警戒とその処置	5 3
第 3 節	消防団の出動	5 4
第 4 節	水こう門、排水機場等の操作	5 5
第 5 節	水防作業	6 3
第 6 節	避難	6 5
第 7 節	水防信号及び水防標識	6 6
第 8 節	決壊等の通報並びに決壊後の処理	6 6
第 9 節	水防解除	6 8
第 1 0 節	費用負担と公用負担	6 8
第 1 1 節	水防報告	6 9
第 1 1 章	他の水防機関等との協力応援	7 3
第 1 節	洪水予報連絡会	7 3
第 2 節	大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）	7 3
第 3 節	応援及び応援等の相互協定	7 3
第 4 節	河川管理者の協力事項	7 5
第 5 節	河川管理者からの情報提供（ホットライン）	7 6
第 1 2 章	排水機の運転調整	7 7
第 1 節	排水機の運転調整の意義	7 7
第 2 節	境川流域排水調整要綱	7 7
第 1 3 章	その他	8 5
第 1 節	市の水防訓練	8 5
資 料		8 7

第 1 章 総 則

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第33条第1項及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）並びに県水防計画の定めるところにより、洪水、雨水出水、津波又は高潮による水災を警戒し防御し、これによる被害を軽減するため、市内の各河川、海岸及びため池等に対する水防上必要な監視、予防、警戒、通信連絡、輸送又は水門若しくはこう門の操作、水防のための消防団の活動、水防管理団体相互間の応援並びに必要な器具資材、施設の整備と運用、避難立退きについて実施の大綱を示したものであり、市地域防災計画と相まって水災の軽減に努めることを目的としたものである。

第2節 用語の定義

1 市災害対策本部

災害対策基本法に基づき設置され、市の災害対策に関する全機構を総括する組織であり、その所掌事務として水防、災害救助、災害警備、その他災害応急対策活動を包括している。

市内における水防を総括するため災害対策本部を市庁舎に置く。

2 市災害対策本部長

市長をいう。

3 水防管理団体（法第2条第2項）

水防の責任を有する「市」をいう。

4 水防管理者（法第2条第3項）

水防管理団体「市」の長である市長をいう。

5 消防機関（法第2条第4項）

衣浦東部広域連合及び刈谷市消防団をいう。

6 消防機関の長（法第2条第5項）

衣浦東部広域連合消防長をいう。

7 水防団（法第5条第1項）

水防管理団体が、水防活動を行うために設置するもの。刈谷市においては水防団単独の組織はないので、水防活動は消防機関が行っている。

8 量水標等及び量水標管理者（法第2条第7項、法第12条）

量水標等とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいい、量水標管理者とは、それらの施設の管理者をいう。

9 河川管理者（法第2条第6項）

河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長

10 水防警報（法第2条第8項、法第16条）

国土交通大臣又は知事が指定した水防警報河川等*について、国土交通省又は県の機関が洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

*水防警報河川等（法第16条第1項）

国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸

11 洪水予報（法第10条第1項、法第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

洪水予報河川*について、国土交通大臣又は知事が、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を、基準地点の水位又は流量を示して行う洪水の予報等をいう。

*洪水予報河川（法第10条第2項、法第11条第1項）

国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川

12 水位情報の通知及び周知（法第13条、法第13条の2、法第13条の3）

国土交通大臣又は知事は、水位周知河川*について、当該河川の水位があらかじめ定めた洪水特別警戒水位*に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

知事又は市長は、水位周知下水道*について、当該下水道の水位があらかじめ定めた雨水出水特別警戒水位*に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。

知事は、水位周知海岸*について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位*に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。

*水位周知河川

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川

*洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位

*水位周知下水道

知事又は市長が、雨水出水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等

*雨水出水特別警戒水位

法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位

*水位周知海岸

知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸

*高潮特別警戒水位

法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位

13 洪水浸水想定区域（法第14条第1項・第2項）

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川、水位周知河川その他の河川が氾濫した場合に浸水が想定されるものとして指定する区域

14 雨水出水浸水想定区域（法第14条の2第1項・第2項）

知事又は市長が、水位周知下水道その他の排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川等に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定されるものとして指定する区域

15 高潮浸水想定区域（法第14条の3第1項）

知事が、水位周知海岸その他の海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定されるとして指定する区域

16 浸水想定区域（法第15条第1項）

洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。

17 水防協力団体（法第36条）

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令（水防法施行規則第21条）で定める団体であつて水防管理者が指定したもの。（本市には現在指定した団体はない）

第3節 水防の責任

1 水防管理団体（水防管理者）の水防法上の一次的責任又は権限

水防管理団体は次の事項によりその管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任（法第5条の水防団等の所轄に係る事項を含む）を有する（法第3条）。具体的には次のような事務を行う。

- (1) 水防体制を確立すること（法第3条）
- (2) 水防倉庫の設置及び資器材の備蓄（法第2条第6項、法第3条）
- (3) 通信連絡系統を確立すること（法第27条、法第2条第6項）
- (4) 随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸等の管理者に連絡して必要な措置を求めること（法第9条）
- (5) 水位状況の関係者への通報（法第12条）
- (6) 洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）で輪中堤防等の区域であつて浸水の拡大を抑制する効果があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定すること（法第15条の6）
- (7) 消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせること（法第17条）
- (8) 警戒区域を設定し、立入を禁止若しくは制限し、退去を命ずる消防機関に指示すること（法第5条第3項、法第21条第1項）
- (9) 警察官の出動を求めること（法第22条）
- (10) 他の水防管理団体への応援要請及び応援に要する費用の要請者負担（法第23条）
- (11) 水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させること（法第24条）
- (12) 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときに、直ちにこれを関係者に通報すること（法第25条）
- (13) 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めること（法第26条）
- (14) 水防上緊急を要する通信のために、電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設等を使用すること（法第27条）
- (15) 水防上緊急の必要があるときの公用負担権限を行使すること（法第28条）
- (16) 危険が切迫しているときに必要と認める区域の居住者等に対して立退きを指示し、その場合は警察署長に通知すること（法第29条）
- (17) 水防に要する費用を負担すること（法第41条）

- (18) 法第 24 条により水防に従事した者等に対する災害補償をすること（法第 45 条）
- (19) 平常時における区域内の河川、遊水地、海岸等の巡視及び異常箇所の通報（法第 9 条）
- (20) 消防事務との調整（法第 50 条）
- (21) 水防協力団体の指定、監督（法第 36 条、法第 39 条）
- (22) 水防協力団体に対する必要な情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- (23) 水防計画の策定、要旨の公表、知事への届出（法第 33 条第 1 項・第 3 項、法第 49 条 1 項）
- (24) 水防活動従事者の安全への配慮（法第 33 条 4 項）
- (25) 毎年の水防訓練（法第 32 条の 2）

2 市防災会議の責任

- (1) 市地域防災計画に、浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めること（法第 15 条第 1 項）
 - ア 洪水予報等の伝達方法
 - イ 避難場所及び避難経路に関する事項
 - ウ 災害対策基本法に基づく洪水等に係る避難訓練の実施に関する事項
 - エ 浸水想定区域内の次に掲げる施設の名称及び所在地
 - (ア) 利用者の洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められる地下街等
 - (イ) 利用者の洪水時等の避難の確保を図る必要があると認められる要配慮者利用施設
 - (ウ) 洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められる大規模工場等
 - オ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (2) 市地域防災計画において、地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めること（法 15 条第 2 項）

3 市長の責任

- (1) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街、要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表をすること（法第 15 条の 2 第 6 項、第 7 項、法第 15 条の 3 第 3 項）
- (2) 区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知すること（法第 15 条の 1 1）

第 4 節 水防活動従事者の安全確保

1 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能な場合がある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防活動従事者自身の避難以外の行動が取れないことが多い。したがって、あくまでも水防活動従事者自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

2 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防活動従事者自身の安全確保に留意して水防活動を実

施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防活動従事者自身の安全は確保しなければならない。

第 2 章 市の水防組織

第2章 市の水防組織

第1節 水防対策の組織及び所掌事務

水防対策の組織は、「刈谷市災害対策本部条例」に基づき設置される市災害対策本部を構成する各班のうち、水防活動に特に関係の深い部班で編成し、水防業務の総括にあたる。なお、市災害対策本部が設置された場合は市災害対策本部に統合するものとする。

各部班の所掌事務については、別に定める。

第2節 水防の機関

1 消防団の組織

市は、法第3条、法第5条及び県水防計画（第2章第2節1）の定めるところにより、水防体制を確立し、消防団を整備し、水防事務の処理を行う。

市消防団は、洪水等による風水害等が発生し、又は発生が予想される場合、警戒、防御等を行ううえで、重要な役割となる。

消防団の組織、本団及び分団の団員は、次のとおりである。

(条例定数)

職別 分団	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	合計
本 団	1	3			1			5
第1分団			1	1	1	5	22	30
第2分団			1	1	1	4	13	20
第3分団			1	1	1	4	13	20
第4分団			1	1	1	4	13	20
第5分団			1	1	1	4	13	20
第6分団			1	1	1	4	13	20
第7分団			1	1	1	4	13	20
第8分団			1	1	1	4	13	20
第9分団			1	1	1	4	13	20
第10分団			1	1	1	4	13	20
第11分団			1	1	1	4	13	20
第12分団			1	1	1	4	13	20
第13分団			1	1	1	4	13	20
第14分団			1	1	1	4	13	20
第15分団			1	1	1	4	13	20
第16分団			1	1	1	4	13	20
第17分団			1	1	1	4	13	20
第18分団			1	1	1	4	13	20
第19分団			1	1	1	4	13	20
第20分団			1	1	1	4	13	20
第21分団			1	1	1	4	13	20
合計	1	3	21	21	22	85	282	435

2 分担水防区域

水防区名	区 域	対象河川	延長 (m)		警 戒 区 域	担当分団
第1水防区	1分団管区	境川	左	800	境川橋～市体育館西	第1分団
		逢妻川	右左	800	市原橋～市体育館西	
第2水防区	2分団管区	猿渡川	右	1,000	三又橋～上流知立市境	第2分団
			左	400	重中橋～上流知立市境	
		薬師川	右左	1,228	全 域	
		法信川	右	357	全 域	
第3水防区	3分団管区	境川	左	1,700	衣浦湾～境川橋	第3分団
		逢妻川	右左	1,700	衣浦湾～市原橋	
		猿渡川	右	3,600	衣浦湾～三又橋	
		下り松川	右左	3,120	全 域	
		元刈谷川	右左	305	全 域	
		衣浦湾		985	境川浄化センター～逢妻川下流端	
第4水防区	4分団管区	境川	左	1,000	市体育館西～東海道本線	第4分団
		逢妻川	右左	1,000	市体育館西～東海道本線	
第5水防区	5分団管区	境川	左	800	中手神明社西～戸松冶金西	第5分団
		逢妻川	右	800	中手神明社西～発杭川合流点	
			左	2,300	中手神明社西～逢妻川橋	
		恩田川	右左	2,240	全 域	
		日高川	右左	58	全 域	
		井野川	右左	226	全 域	
小山川	右左	1,000	恩田川合流点～ジェイテクト体育館東			
第6水防区	6分団管区	境川	左	900	東海道本線～中手神明社西	第6分団
		逢妻川	右左	800	東海道本線～中手神明社西	
		弁天川	右左	350	全 域	
		家下川	右左	797	全 域	
		小山川	右左	350	ジェイテクト体育館東～上流	
第7水防区	7分団管区	吹戸川	右左	1,880	吹戸橋～上流安城市境	第7分団
		森前川	右左	1,300	宮東橋～上流	
		割目川	右左	100	全 域	
		野吹川	右左	93	全 域	
		御堂添川	右左	145	十応寺北～上流	
第8水防区	8分団管区	猿渡川	左	600	森前川合流点～東海道本線	第8分団
		吹戸川	左	500	猿渡川合流点～吹戸橋	
		森前川	右左	700	猿渡川合流点～宮東橋	
		御堂添川	右左	560	猿渡川合流点～十応寺北	

水防区名	区 域	対象河川等	延長 (m)		警 戒 区 域	担当分団	
第 9 水防区	9 分団管区	猿渡川	左	1,100	神明橋～森前川合流点	第 9 分団	
		山の田川	右左	217			全 域
		江 川	右左	463			全 域
第 10 水防区	10 分団管区	猿渡川	左	2,500	衣浦湾～神明橋	第 10 分団	
		前 川	右左	600	前川橋～名鉄三河線		
		堀 川	右左	446	全 域		
		八角川	右左	827	全 域		
		折戸川	右左	866	全 域		
		浜田川	右左	1,231	全 域		
第 11 水防区 第 12 水防区	11 分団管区 12 分団管区	前 川	右左	1,100	衣浦湾～前川橋 (前川水門)	第 11 分団 第 12 分団	
江添川	右	540	全 域				
衣浦湾		1,978	猿渡川下流端～前川水門				
第 13 水防区	13 分団管区	逢妻川	左	2,300	通学橋～上流知立市境	第 13 分団	
		水干川	右左	1,500	逢妻川合流点～上流知立市境		
第 14 水防区	14 分団管区	逢妻川	右	900	流れ川第 2 排水機場～上流知立市境	第 14 分団	
		吹戸川	右左	280	(有) 大泉建設～上流		
		流れ川	右左	623	流れ川第 2 排水機場～上流		
第 15 水防区	15 分団管区	境 川	左	3,300	戸松冶金西～富士松団地北	第 15 分団	
		逢妻川	右	2,600	発杭川合流点～国道 23 号		
		発杭川	右左	2,600	逢妻川合流点～富士松団地西		
第 16 水防区	16 分団管区	逢妻川	左	1,100	逢妻川橋～通学橋	第 16 分団	
		後 川	右左	630	全 域		
		築地川	右左	728	全 域		
第 17 水防区	17 分団管区	境 川	左	1,300	富士松団地北～榎本産業西	第 17 分団	
		逢妻川	右	700	国道 23 号～名鉄名古屋本線		
		発杭川	右左	1,200	富士松団地西～井田橋		
		花池		225	全 域		
		下池		70	全 域		
第 18 水防区	18 分団管区	逢妻川	右	600	名鉄名古屋本線～流れ川第 2 排水機 場	第 18 分団	
		吹戸川	右左	757	逢妻川合流点～(有) 大泉建設		
		流れ川	右左	400	逢妻川合流点～流れ川第 2 排水機 場		
第 19 水防区	19 分団管区	発杭川	右左	600	祖母神社北～上流	第 19 分団	
		上すり池		70	全 域		
		岩ヶ池		317	全 域		
		南池		193	全 域		
		馬池		385	全 域		
		竜ヶ根池		121	全 域		

水防区名	区 域	対象河川等	延長 (m)		警 戒 区 域	担当分団
第 20 水防区	20 分団管区	境 川	左	2,400	榎本産業西～草野川合流点	第 20 分団
		発杭川	右 左	2,300	井田橋～祖母神社北	
第 21 水防区	21 分団管区	境 川	左	2,100	草野川合流点～上流みよし市境	第 21 分団
		茶屋川	右 左	2,100	全 域	
		草野川	右 左	505	全 域	
		洲原池		485	全 域	
		広沢池		130	全 域	
		沼田池		107	全 域	
		草野池		435	全 域	
		丸岡池		45	全 域	
合 計		河 川	右 左	49,822m 63,825m	総延長 113,647m	
		海 岸		延長 2,963m		
		ため池		延長 2,583m		

【 参 考 資 料 】

市内河川一覧表

河 川 名	流路延長 (m)	水 系 名	河川法種別
境 川	14,230	境 川	二級河川
逢妻川	9,970	〃	〃
発杭川	7,082	〃	〃
水干川	1,510	〃	〃
恩田川	2,465	〃	〃
茶屋川	2,000	〃	〃
流れ川	900	〃	〃
後 川	500	〃	〃
猿渡川	4,604	猿渡川	〃
下り松川	3,308	〃	〃
吹戸川	2,380	〃	〃
森前川	2,200	〃	〃
割目川	100	〃	〃
前 川	1,556	前 川	〃
江添川	900	〃	〃
小山川	1,350	境 川	準用河川
吹戸川	1,037	〃	〃
築地川	728	〃	〃
家下川	797	〃	〃
草野川	505	〃	〃
弁天川	350	〃	〃
流れ川	365	〃	〃
元刈谷川	305	〃	〃
井野川	226	〃	〃
日高川	58	〃	〃
薬師川	1,228	猿渡川	〃
御堂添川	705	〃	〃
江 川	463	〃	〃
堀 川	446	〃	〃
法信川	357	〃	〃
山の田川	217	〃	〃
野吹川	93	〃	〃
浜田川	1,231	前 川	〃
折戸川	866	〃	〃
八角川	827	〃	〃

第 3 章 水防施設

第3章 水防施設

第1節 水防倉庫及び水防資器材

水防倉庫及び河川倉庫は応急処置に必要な資器材を備蓄しているが、緊急事態に際しては迅速に災害対策本部に連絡の上指示を受けるものとする。

1 水防倉庫備蓄資器材

品名	倉庫名	本部倉庫	水干倉庫	今川倉庫	刈谷倉庫	元刈谷倉庫	熊倉	小山倉庫	高津波倉庫	半城土倉庫	小垣江倉庫
	所在地	高須町	一ツ木町	今川町	司町	天王町	熊野町	高日町	三田町	半城土中町	小垣江町
河川名		全河川	全河川	全河川	境逢妻川	衣逢浦妻港川	境逢妻川	逢恩妻田川	境逢妻川	猿渡川	前衣浦川港
備蓄資材	P P ロープ (200m巻)	21	17	17	5	5	5	5	5	10	10
	合 織 袋 (袋)	7,000	5,000	5,000	1,000	5,000	5,400	5,000	5,000	5,400	6,000
	鉄 線 (kg)	100	100	100	75	75	50	50	50	75	75
	く い 木 3 m (本)	150					180	135	130	50	200
	く い 木 2 m (本)		155	100			70	100	200		
	土 の う 完 成 袋 (袋)	150	200		130	200	250	200	220	200	170
	ビニールパイプ (本)	15	15	15	10	10	10	10	10	10	10
備蓄器材	鋼 く い (本)	150	150	150	90	90				90	90
	た こ つ ち (丁)	8	8	8	5	5	4	4	4	5	5
	掛 矢 (丁)	16	16	16	10	10	5	7	7	10	10
	シ ャ ベ ル (丁)	30	30	30	20	20	10	10	10	20	20
	お の (丁)	5	5	5	3	3	2	2	2	3	3
	の こ ぎ り (丁)	10	5	5	7	7	7	8	7	2	6
	ペ ン チ (丁)	8	8	8	5	5	2	2	2	5	5
	パ イ ス ケ (個)	10	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	シ ノ (丁)	5	5	5	5	5	3	3	3	5	5
	か ま (丁)	10	10	10	6	6	4	4	4	6	6
	ビニールシート (枚)	100	100	100	5	7	3	12	6	60	60
	つ る は し (丁)	10	10	10	6	6	4	4	4	6	6
	く わ (丁)	1	1	1	1	1				1	1
	ハ ン マ ー (丁)	15	15	15	10	10				10	10
	照 明 具 (台)	3	3	3						3	3
	発 電 機 (台)	1									
	鉄 線 切 り (丁)	3	3	3	3	3	1	1	1	3	3
	は し ご (基)	1	1	1	1	1				1	1
	一 輪 車 (台)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	バ ー ル (丁)	5	5	5	5	5	4	4	4	5	5
金 づ ち (丁)	5	5	5	5	5	4	4	4	5	5	
収 納 ボ ッ ク ス (箱)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
土 の う 作 製 器 (台)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

品名		倉庫名	一ツ木倉庫	一里山倉庫	泉田倉庫	築地倉庫	今岡倉庫	東境倉庫	西境倉庫	井ヶ谷倉庫	計
		所在地	一ツ木町	一里山町	田町	地町	岡町	境町	境町	井ヶ谷町	
		河川名	逢妻川	逢妻川	逢妻川	逢妻川	逢妻川	逢妻川	境川	境川	
備蓄資材	P P ロープ (200m巻)		10	10	10	10	10	9	2	10	171
	合 織 袋 (袋)		6,000	3,000	3,000	3,000	6,000	3,000	4,000	5,200	83,000
	鉄 線 (kg)		75	75	75	75	75	75	50	75	1,325
	く い 木 3 m (本)		60	60	60	60	130	70	180	70	1,535
	く い 木 2 m (本)			60	60	60		60			865
	土のう完成袋 (袋)		210	160	160	160	250	160	160	200	3,180
備蓄器材	ビニールパイプ (本)		10	10	10	10	10	10	10	10	195
	鋼 く い (本)		90	90	90	90	90	90		90	1,440
	た こ つ ち (丁)		5	5	5	5	5	5	4	5	95
	掛 矢 (丁)		10	10	10	10	10	10	6	10	183
	シ ャ ベ ル (丁)		20	20	20	20	20	20	10	20	350
	お の (丁)		3	3	3	3	3	3	1	3	55
	の こ ぎ り (丁)		7	3	3	3	5	3	5	4	97
	ペ ン チ (丁)		5	5	5	5	5	5		5	85
	パ イ ス ケ (個)		3	3	3	3	3	3	3	3	61
	シ ノ (丁)		5	5	5	5	5	5	3	5	82
	か ま (丁)		6	6	6	6	6	6		6	108
	ビニールシート (枚)		60	60	60	60	60	60	13	60	886
	つ る は し (丁)		6	6	6	6	6	6	4	6	112
	く わ (丁)		1	1	1	1	1	1		1	14
	ハ ン マ ー (丁)		10	10	10	10	10	10		10	155
	照 明 具 (台)		3	3	3	3	3	3		3	36
	発 電 機 (台)										1
	鉄 線 切 り (丁)		3	3	3	3	3	3	1	3	46
	は し ご (基)		1	1	1	1	1	1		1	14
	一 輪 車 (台)		2	2	2	2	2	2	2	2	36
バ ー ル (丁)		5	5	5	5	5	5	4	5	86	
金 づ ち (丁)		5	5	5	5	5	5	4	5	86	
収 納 ボ ッ ク ス (箱)		1	1	1	1	1	1	1	1	18	
土のう作製器 (台)		1	1	1	1	1	1	1	1	17	

2 河川倉庫の器材

器 材 名		数 量	能 力
水中ポンプ	口径 200mm	3	4.0m ³ /分
	口径 300mm	2	10.0m ³ /分
	口径 350mm	2	15.0m ³ /分
エンジン付発電機ポンプ用	200mm用	3	45KVA
	300mm用	2	75KVA
	350mm用	2	40KVA
エンジン付ポンプ	口径 150mm	1	3.3m ³ /分
その他 キャブタイヤケーブル、排水ホース、吸管			

3 本部倉庫の器材

器 材 名		数 量	能 力
エンジン付ポンプ	口径 100mm	1	1.4m ³ /分
エンジン付ポンプ	口径 150mm	2	3.3m ³ /分
その他 排水ホース、吸管			

4 水干倉庫の器材

器 材 名		数 量	能 力
エンジン付ポンプ	口径 150mm	2	3.3m ³ /分
その他 排水ホース、吸管			

3 今川倉庫の器材

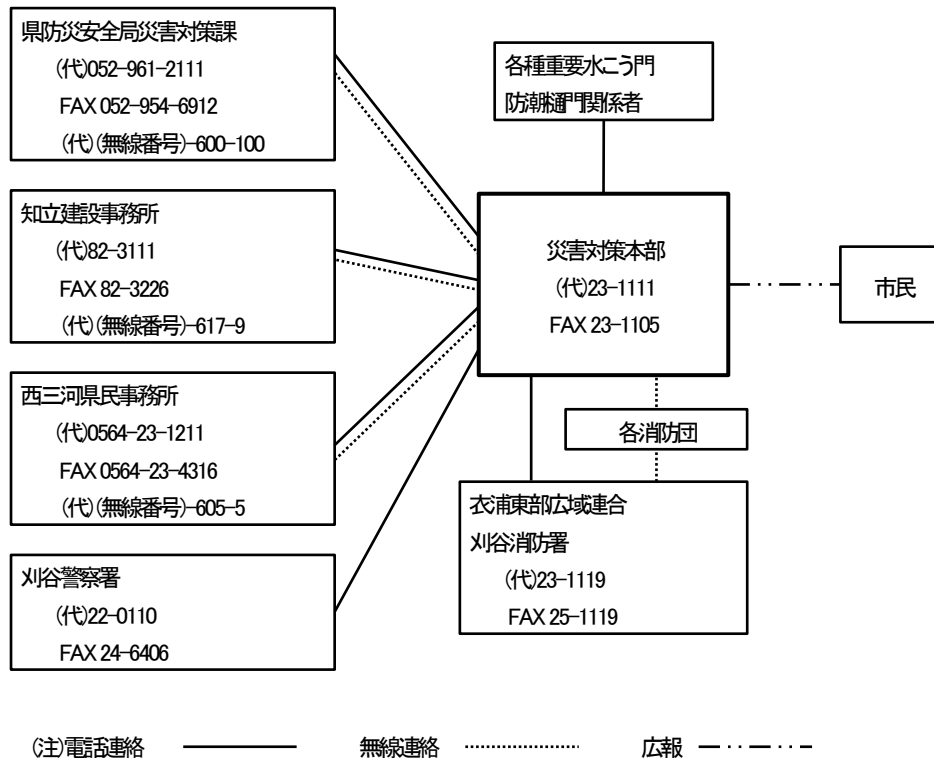
器 材 名		数 量	能 力
エンジン付ポンプ	口径 150mm	2	3.3m ³ /分
その他 排水ホース、吸管			

第2節 通信連絡

水防活動の根源は通信連絡の確保である。特に大災害時に発生する電話不通に際して、連絡の確実と迅速を期するため、無線施設を活用するものとする。

災害対策本部においては各班とも通信連絡員を定め、遺漏のないようにするものとする。

1 水防時における災害対策本部の通信連絡系統図



2 気象状況の連絡

気象情報を始め、雨量、水位、潮位その他気象状況等については知立建設事務所その他関係機関と密接な連絡をとり情報を収集し、その状況により関係者及び市民に伝達する。

3 水位、雨量、その他水防活動上必要な事項の伝達

消防団から直接又は衣浦東部広域連合刈谷消防署（以下「刈谷消防署」という。）を經由して災害対策本部へ、災害対策本部から関係機関に対して伝達する必要事項は次による。

- (1) 水位、雨量の観測状況
- (2) 消防団員等出動状況
- (3) 巡視、警戒、配置完了状況
- (4) 堤防、水門、樋門の状況
- (5) 冠水のおそれの大きい場所及び被害の予想される河川等の状況
- (6) 決壊、その他事故発生状況
- (7) 水防作業開始
- (8) 災害状況
- (9) 水防警戒の解除

4 避難のための立退き

洪水、高潮及び津波に伴い越水、堤防決壊、また雨水出水により非常事態発生の際、避難のための立退きの伝達方法は、緊急速報メール（エリアメール）、市メール配信サービス、同報系防災行政無線、市防災ラジオ、市ホームページ、広報車、地域有線放送（キャッチ）等の報道機関の活用など、多様な手段をもってするものとする。

第3節 消防団等の通信連絡

警戒又は災害出動時は、各消防団等に連絡できるよう連絡先を明らかにし、連絡員を配置し災害対策本部との連絡を密にする。

その他重要水こう門、防潮樋門等には責任者を定め、口頭連絡のできる態勢とすること。

なお、一般住民に対しても連絡班を定め、口頭若しくは信号を周知徹底しておくこと。

第4節 非常輸送

1 輸送経路

水防時における輸送経路については、災害対策本部において管内各所からの通報に基づきその状況を把握し、最適な輸送経路を確保するものとする。

2 応急対策に必要な車両等

非常事態発生と共に避難のための人員輸送及び水防資器材輸送のため、迅速に災害対策本部において車両、舟艇等の確保を図り万全を期するものとする。必要に応じ刈谷消防署に車両・舟艇等を要請するものとする。

なお、災害対策本部の応急対策に使用する主な車両等については、市地域防災計画による。

第 4 章 非常配備

第4章 非常配備

第1節 災害対策本部の非常配備

災害対策本部は水害の防止及び軽減についての活動が、他の防災活動と一体となって迅速かつ、強力に推進できるよう「市地域防災計画」に基づく非常配備の体制を整える。

1 非常配備の基準

職員は、次表の「非常配備基準」により非常配備に就くものとする。なお、各段階において、本部長の指令又は各所属長の判断により所要の人員を非常活動に就かせることができる。

非常配備基準	配備の時期
準備配備	1 刈谷市に大雨、高潮、洪水注意報のいずれかが発表されたとき。 2 刈谷市に台風接近に伴う強風注意報が発表されたとき。 3 市域において20mm以上の時間雨量が観測されたとき。 4 河川の水位が著しく上昇したとき。
第1非常配備	1 刈谷市に大雨、高潮、洪水警報のいずれかが発表されたとき。 2 刈谷市に台風接近に伴う暴風警報が発表されたとき。 3 市域において、注意報、警報の発表に関係なく1時間に40mmを超え、さらに降雨が続くと予想、又は河川水位が氾濫注意水位を超えると予想され、配備が必要と判断されたとき。
第2非常配備	1 気象区分に関係なく、風水害による災害の発生を覚知したとき、又は発生のおそれの確認されたとき。 2 災害により市民等を避難させる必要を生じたとき。 3 河川水位が出動水位を超えると予想されたとき。
第3非常配備	1 市内全域にわたり甚大な被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき。

(注) 非常配備に就く時期については、各段階に応じて各所属長は本部長の指令及び情報班の情報を判断し、所属要員を非常活動に遺漏のないよう配備に就かせる。

2 非常配備の主な活動

関係各課の人員を班に分け、各段階に応じ、次のとおり活動するものとする。

(1) 準備配備

継続的な気象観測及び治水等監視体制等を敷くなど、必要に応じた情報収集を行う。

(2) 第1非常配備体制

災害の発生した際の初動活動時に必要となる情報の収集及び活動準備を行う。

(3) 第2非常配備体制、第3非常配備体制

防災関係機関との連絡調整、被害状況の把握と応急復旧、水防及び救護活動を行う。

3 非常配備員の留意事項

(1) 非常配備員は、全力を挙げて分担任務に努めなければならない。

(2) 非常配備の要員は、常に気象状態に注意し、いつでも直ちに非常配備に即応した配備に就くことができるよう注意しなければならない。

(3) 非常配備の要員は、非常配備体制中は、自らの配備時期を確認するとともに、不急の外出は避け、待機しなければならない。

4 非常配備の解除

非常配備は、以下の場合において解除する。

(1) 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であったとき。

(2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。

第2節 消防団の非常配備

消防団の非常配備体制は災害対策本部長の指示によって消防団長が非常配備に就かせるのが原則であるが、特に緊急の場合は消防団長の判断により非常配備体制に就かせることができる。この場合災害対策本部長に出動状況を報告するものとする。

1 各分団の配備基準

(1) 準備

水防資器材の整備、点検、水門等開閉の準備と幹部が出動する体制

- ア 気象予警報、洪水予報及び水防警報が発令されたとき。
- イ 洪水及び高潮による漏水、破堤、水があふれる（越水）等の危険が予想される時。
- ウ 本計画に定める氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- エ その他水防管理者が必要と認めるとき。

(2) 出動

消防団員等が出動して水防活動を行う体制

- ア 気象予警報、洪水予報及び水防警報が発令されたとき。
- イ 洪水及び高潮による漏水、破堤、水があふれる（越水）等の危険が切迫したとき。
- ウ 本計画に定める出動水位に達したとき。
- エ その他水防管理者が必要と認めるとき。

2 配備上の留意事項

- (1) 非常配備出動は、災害対策本部からの電話連絡等による伝達等を行うが、連絡がなくても各団員は任務の重大なるに鑑み、常に気象状況等の変化に注意し自発的に巡視警戒し、水防活動の遂行に支障を来さないようにしなければならない。
- (2) 消防団員は、本計画に基づき、災害対策本部及び消防団長の指示により出動する。また、出動した消防団員は、本部から派遣された職員との連携を図り業務を遂行するものとする。
- (3) 出動指示による各分団の集合場所は、消防団詰所又は水防倉庫とし、常に各種情報の連絡ができるようにするものとする。

第 5 章 重要水防箇所

第5章 重要水防箇所

第1節 重要水防箇所の想定と対策

1 重要水防箇所の意義

河川の流下能力不足や堤防の断面不足、漏水の履歴など水防活動の必要性が高い箇所を重要水防箇所として指定することで、効率的な巡視点検を可能とし、危険な箇所の早期発見に努める。

2 評定基準

重要水防箇所の評定基準は次のとおりである。

区分番号	種別	重要性			選定理由 (例示)
		A 水防上最も重要な区間	B 次に重要な区間	C やや危険な区間	
1	堤防高	計画高水流量に対して計画堤防余裕高が1/5以下の場合であり計画高水流量を疎通せしめるには最も危険な箇所。	計画高水流量に対して計画堤防余裕高が1/5～1/2の場合であり計画高水流量を疎通せしめるには危険な箇所。	計画高水流量に対して計画堤防余裕高が1/2以上であり計画堤防余裕高より低い箇所。	・堤防高不足
2	堤防断面	一連の堤防のうち計画堤防断面に対して特に断面が狭小である箇所。または、堤防の上端幅（天端幅）が狭い箇所。（堤防断面積あるいは堤防の上端幅（天端幅）が計画の1/2以下の区間）。パラペットが設置されており、その高さが30cm以上の箇所。	一連の堤防のうち計画堤防断面に対して断面が狭小である箇所。または、堤防の上端幅（天端幅）が狭い箇所。（堤防断面積あるいは堤防の上端幅（天端幅）が計画の2/3以下の区間）。パラペットが設置されており、その高さが30cm未満の箇所。		・堤防断面不足 ・堤防の上端幅（天端幅）不足 ・パラペット
3	堤防強度	堤体あるいは基礎地盤の土質が軟弱で法面が急勾配である箇所。法面の急勾配等により、法面崩壊、すべり、沈下等の実績がある箇所。水衝箇所の新堤で完成後3年以下で安全面に不安が感じられる箇所。	堤体あるいは基礎地盤の土質が軟弱である箇所。土質等により、法面崩壊、すべり、沈下等が予想される箇所。新堤で完成後3年以下で安全面に不安が感じられる箇所。		・堤体土質軟弱 ・基礎地盤軟弱 ・法面不良 ・水衝部の新堤防 ・新堤防
4	漏水	堤体あるいは基礎地盤より漏水の実績があるもの又はそのおそれが十分ある箇所。	漏水の実績があり、これに対して応急措置を講じられた箇所。	漏水等の不安が考えられる箇所。	・漏水実績、おそれ
5	水衝	水衝部において、低水護岸等が度々破損され、あるいは破堤、破堤寸前程度までの実績があるもの。	水衝部において、低水護岸や高水護岸があるが完全とは考えられない箇所あるいは護岸等が古くなって効用が著しく減じている箇所。		・水衝部破堤実績 ・水衝部低水護岸破損 ・水衝部護岸老朽

区分番号	種別	重要性			選定理由 (例示)
		A 水防上最も重要な区間	B 次に重要な区間	C やや危険な区間	
6	深掘れ (洗掘)	堤防と接近している河岸が深掘れ(洗掘)されているところで、堤脚護岸の根固めが現在洗われており危険が予想される箇所。又、橋台取付部やその他の工作物の突出による堤体の深掘れ(洗掘)についても考慮する。なお波浪による河岸決壊により危険に瀕した実績あるものを含む。	低水路の河岸が深掘れ(洗掘)されているか河床の深掘れ(洗掘)の著しい箇所、堤脚護岸の根固め水制等が一部破損しており危険の生ずることが予想される箇所。		<ul style="list-style-type: none"> ・河岸深掘れ(洗掘) ・河床深掘れ(洗掘) ・河岸波浪
7	工事施工	国債工事等でやむなく出水期間中も樋門、樋管等の工作物を施工中のもので堤防を横断して開削している箇所、その他工事施工に伴い一時的ではあるが危険が予想される場合。	樋管、橋台等施工箇所、堤防護岸が未施工の箇所。		<ul style="list-style-type: none"> ・工事中
8	工作物	取水堰、樋門、樋管等の堤防横断工作物で設置時期が古く、不等沈下、漏水等により不慮の事故が予想される箇所。 陸閘が設置されている箇所。	取水堰、樋門、樋管等工作物の護岸等の補強措置が未施工の箇所。		<ul style="list-style-type: none"> ・工作物老朽 ・疎通能力不足 ・余裕高不足 ・陸閘 ・補強措置未施工

3 重要水防箇所

(1) 河川の重要水防箇所 (P88 参照)

図面 対照 番号	水系名	河川名	位置			重要度	理由	水防工法	担当分団	
			堤防	延長 (m)	海(合流点) からの距離 (km)					地区名
1	境川	境川	左	1,500	1.60～ 3.10	司町～逢妻町	B	護岸老朽	シート張工	第1分団 第4分団
2	"	逢妻川	左	2,050	0.00～ 2.05	衣崎町1丁目(境川合流点)～ 司町8丁目(市原稻荷神社上流)	B	護岸老朽	立てかご工	第1分団 第3分団
3	境川	発杭川	右	50	5.90～ 5.95	東境町	B	護岸老朽	木流し工	第19分団
4	境川	草野川	左	45	0.15～ 0.195	井ヶ谷町草野(草野橋上流)	B	堤防高不足	積み土のう工	第21分団
5	猿渡川	法信川	右	80	0.25～ 0.33	重原本町5丁目(法信川橋上流)	B	堤防断面不足	積み土のう工	第2分団

図面 対照 番号	水系名	河川名	位 置				重要 度	理 由	水防工法	担当分団
			堤防	延 長 (m)	海(合流点) からの距離 (km)	地区名				
6	猿渡川	薬師川	左右	200	1.03～ 1.23	一色町2丁目(最上流部)	B	堤防高 不足	積み 土のう工	第2分団
7	前川	折戸川	左右	150	0.65～ 0.80	小垣江町泥障(小垣江中橋付近)	C	堤防高 不足	積み 土のう工	第10分団 第11分団

(注) 表中、重要度欄のBは、水防上最も重要な区間Aの次に重要な区間をいう。

(2) 防災重点農業用ため池 (P89 参照)

図面対象 番号	名称	所在地	貯水量	受益面積
			千m ³	ha
1	洲原池	井ヶ谷町洲原	305	39.8
2	広沢池	井ヶ谷町広沢	22	1.1
3	沼田池	井ヶ谷町孫六	30	1.1
4	草野池	井ヶ谷町草野	180	24.7
5	上すり池	東境町焼田	4	1.8
6	岩ヶ池	東境町焼田	170	63.5
7	南池	東境町堀池	32	1.4
8	馬池	東境町松ヶ枝	5	1.8
9	花池	今川町花池	16	6.0
10	下池	今川町上池	3	2.7
11	丸岡池	井ヶ谷町丸岡	1	0.4
12	竜ヶ根池	東境町緑ヶ丘	24	1.7

第2節 重要工作物

水こう門・排水機等 (P90 参照)

図面 対 照 番 号	河川海岸名	名 称	所在地	構 造	管理者
1	境川	草野川水門	井ヶ谷町 稲葉崎	鋼製ローラーゲート 電動ラック式	刈谷市
2	境川	今川排水機場	泉田町 北中浜	φ 1,650mm×6.50 m ³ /s×1 台 φ 1,350mm×4.10 m ³ /s×1 台 鋼製スルースゲート	刈谷市
3	境川	井ヶ谷排水機場	井ヶ谷町 稲葉崎	φ 900mm×1.50 m ³ /s×1 台 φ 500mm×0.50 m ³ /s×1 台	刈谷市
4	逢妻川	吹戸川水門	今岡町 新田	鋼製ローラーゲート 電動ワイヤドラム式	刈谷市
5	逢妻川	泉田排水機場	泉田町 宮前	φ 1000mm×2.25 m ³ /s×1 台 φ 600mm×0.70 m ³ /s×1 台 (外)鋼製スルースゲート (内)鋼製マイターゲート	刈谷市
6	逢妻川	弁天排水機場	三田町 一丁目	φ 900mm×1.67 m ³ /s×1 台 φ 600mm×0.75 m ³ /s×1 台 鋼製スルースゲート	刈谷市
7	逢妻川	旧城廊樋門	司町 九丁目	(外)鋼製マイターゲート (内)鋼製スルースゲート	刈谷市
8	逢妻川	市原樋門	司町 七丁目	(外)ステンレス製スイングゲート (内)鋼製スルースゲート	刈谷市
9	逢妻川	中市流作新田排水 機場	浜町 四丁目	φ 700mm×1.00 m ³ /s×1 台 φ 600mm×0.72 m ³ /s×2 台 (外)ステンレス製ローラーゲート (内)ステンレス製ローラーゲート	刈谷市
10	逢妻川	馬瀬口排水機場	今川町 帆落田	φ 600mm×0.62 m ³ /s×1 台	刈谷市
11	逢妻川	新馬瀬口排水機場	今川町 帆落田	φ 900mm×1.85 m ³ /s×2 台	刈谷市
12	逢妻川	小山排水機場	一番町 六丁目	φ 500mm×0.60 m ³ /s×2 台 φ 500mm×0.54 m ³ /s×1 台	刈谷市
13	逢妻川	高津波排水機場	三田町 一丁目	φ 350mm×0.23 m ³ /s×1 台	刈谷市
14	逢妻川	弁天第2排水機場	三田町 一丁目	φ 1350mm×3.90 m ³ /s×1 台 φ 900mm×1.60 m ³ /s×1 台 φ 800mm×1.50 m ³ /s×1 台 φ 700mm×1.13 m ³ /s×1 台 鋼製マイターゲート	刈谷市
15	逢妻川	熊排水機場	逢妻町 二丁目	φ 350mm×0.27 m ³ /s×1 台 (外)鋼製ローラーゲート (内)鋼製スルースゲート	刈谷市
16	逢妻川	亀城ポンプ場	城町 一丁目	φ 800mm×1.42 m ³ /s×2 台 φ 350mm×0.25 m ³ /s×1 台	刈谷市
17	逢妻川	市原ポンプ場	司町 八丁目	φ 800mm×1.37 m ³ /s×2 台 φ 350mm×0.23 m ³ /s×1 台	刈谷市
18	発杭川	発杭川水門	泉田町 乗夫	鉄製昇降扉	愛知県 (建設)
19	発杭川	泉田絵下城排水樋 門	泉田町 絵下城	(外)鋼製スルースゲート (内)鋼製マイターゲート	刈谷市
20	発杭川	発杭川排水機場	泉田町 森裾	φ 1,650 mm×710KW×2 台、15.3m ³ /s 立軸斜流ポンプ(ガスタービンエンジン)	愛知県 (建設)
21	発杭川	九郎兵衛排水機場	泉田町 南新田	φ 300mm×0.16 m ³ /s×2 台	刈谷市
22	茶屋川	茶屋川樋門	井ヶ谷町 川原	鋼製スルースゲート 鋼製マイターゲート	刈谷市
23	水干川	水干川排水機場	一ツ木町 西田	鋼製ローラーゲート 電動式 φ 1,000 mm×2.3m ³ /s×1 台 φ 1,000 mm×2.0m ³ /s×2 台 φ 800 mm×1.4m ³ /s×1 台	愛知県 (建設)

図面 対 照 番 号	河川海岸名	名 称	所在地	構 造	管理者
24	流れ川	流れ川第1排水機 場	今岡町 新田	φ 800 mm×100PS×2台、2.4m ³ /s φ 500 mm×50PS×1台、0.6m ³ /s	愛知県 (建設)
25	流れ川	流れ川第2排水機 場	今岡町 新田	φ 600 mm×50KW×1台、0.8m ³ /s φ 1,500 mm×430PS×1台、5.2m ³ /s	愛知県 (建設)
26	猿渡川	猿渡川左岸第二排 水樋管	高須町 さかのぼり	(外)ステンレス製スイングゲート (内)鋼製スルースゲート	刈谷市
27	猿渡川	中川樋門	中川町 三丁目	(外)鋼製スイングゲート (内)鋼製スルースゲート	刈谷市
28	猿渡川	猿渡川防潮扉	小垣江町 半崎	鋼製横引扉	愛知県 (建設)
29	猿渡川	重原排水機場	重原本町 三丁目	φ 300 mm×0.19 m ³ /s×1台 φ 200 mm×0.09 m ³ /s×1台	刈谷市
30	猿渡川	五新田排水機場	田町 五丁目	φ 700mm×1.10 m ³ /s×1台	刈谷市
31	猿渡川	前新田排水機場	中川町四丁目	φ 800 mm×1.3 m ³ /s×2台	刈谷市
32	猿渡川	三ツ又排水機場	半城土町 三ツ又	φ 500mm×0.60 m ³ /s×2台	刈谷市
33	猿渡川	高須排水機場	高須町 懸貝	φ 500mm×0.52 m ³ /s×2台 φ 200mm×0.07 m ³ /s×1台	刈谷市
34	猿渡川	高須三橋排水機	高須町 三橋	φ 300mm×0.18 m ³ /s×2台	刈谷市
35	猿渡川	神明排水機場	小垣江町 大高	φ 500mm×0.60 m ³ /s×3台	刈谷市
36	猿渡川	北浦排水機場	小垣江町 北浦	φ 500mm×0.67 m ³ /s×2台 φ 300mm×0.22 m ³ /s×1台	刈谷市
37	下り松川	下り松川水門	中川町 三丁目	鋼製ローラーゲート	愛知県 (建設)
38	下り松川	天王樋管	浜町 五丁目	鋼製マイターゲート	刈谷市
39	下り松川	高松排水機場	高松町 四丁目	φ 500mm×0.64 m ³ /s×1台 φ 300mm×0.20 m ³ /s×2台	刈谷市
40	下り松川	天王排水機場	天王町 五丁目	φ 350mm×0.26 m ³ /s×1台	刈谷市
41	前川	前川水門	小垣江町 塩浜	鋼製ローラーゲート	愛知県 (建設)
42	前川	湯揚排水機	小垣江町 惣作	φ 300mm×0.22 m ³ /s×1台	刈谷市
43	前川	浜田第1排水機場	小垣江町 御茶屋下	φ 1,350mm×4.00 m ³ /s×2台 φ 1,200mm×3.00 m ³ /s×1台 φ 1,200mm×2.58 m ³ /s×1台 φ 500mm×0.45 m ³ /s×2台	刈谷市
44	前川	浜田第2排水機場	小垣江町 御茶屋下	φ 1000mm×2.00 m ³ /s×1台 φ 500mm×0.50 m ³ /s×1台	刈谷市
45	前川	小垣江排水機場	小垣江町 下半ノ木	φ 500mm×0.57 m ³ /s×1台 φ 350mm×0.28 m ³ /s×1台 φ 350mm×0.25 m ³ /s×1台	刈谷市
46	前川	小犬排水機場	小垣江町 亥新田	φ 700mm×0.87 m ³ /s×1台 φ 300mm×0.19 m ³ /s×1台	刈谷市
47	前川	小垣江ポンプ場	小垣江町 亥新田	φ 1200 mm×3.33 m ³ /s×1台 φ 700 mm×1.07 m ³ /s×1台 φ 500 mm×0.38 m ³ /s×1台	刈谷市
48	衣浦港海岸 (衣崎地区)	中市樋門	衣崎町 二丁目	(外)プラスチック製スイングゲート (内)ステンレス製スルースゲート	愛知県 (農水)

第6章 水防に関連する予報・警報

第6章 水防に関連する予報・警報

第1節 水防に関する予報・警報の種類と発表基準

1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報等（名古屋地方気象台発表）

水防に関する気象、高潮及び洪水の注意報・警報は、「注意報」は大雨等の気象現象により災害が起こるおそれのあるとき、「警報」は重大な災害が起こるおそれのあるとき、「特別警報」は重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に名古屋地方気象台から発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫等については、実際に危険が高まっている場所が「キキクル（警報の危険度分布）」等で発表される。さらに現象の予告的情報や補完的情報等として気象情報が発表されることがある。

なお、特別警報・警報・注意報は市町村ごとに発表されるが、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「愛知県西部・東部」あるいは「尾張西部・尾張東部・知多地域・西三河北西部・西三河北東部・西三河南部・東三河北部・東三河南部」の名称が用いられる場合がある。

(1) 大雨注意報

大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

(2) 高潮注意報

台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。なお、夜間から翌日早朝までに高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル4に相当する。

(3) 洪水注意報

河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

(4) 大雨警報

大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。

(5) 高潮警報

台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。本市の海岸における潮位予測を基に発表される。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

(6) 洪水警報

河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当

する。

(7) 大雨特別警報

大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。

大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当する。

(8) 高潮特別警報

台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

(9) 気象情報

ア 「全般気象情報（気象庁発表）、東海地方気象情報、県気象情報」・・・気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する愛知県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

イ 「記録的短時間大雨情報」（気象庁発表）・・・県内で、大雨警報発令中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、「キキクル（危険度分布）」で確認する必要がある。

愛知県の雨量による発表基準は、1時間雨量 100mm 以上の降水が観測又は解析されたときである。

ウ 「土砂災害警戒情報」（愛知県・名古屋地方気象台共同発表）・・・大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

エ 「竜巻注意情報」（気象庁発表）・・・積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、気象庁から県西部と県東部を発表区域として発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、気象庁から県西部と県東部を発表区域として発表される。

この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

オ 「早期注意情報（警報級の可能性）」・・・5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県は東部と西部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県）で発表される。大雨、高潮に関して、5日先までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(10) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

■大雨・高潮の特別警報発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

「過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、台風を中心気圧などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断する。」

「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下の表に記載する。

・大雨特別警報（警戒レベル5相当）の指標

大雨特別警報（土砂災害）の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数（※1）の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨（※4）がさらに降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。

大雨特別警報（浸水害）の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（※4）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。

①表面雨量指数（※2）として定める基準値以上となる1km格子が概ね30格子以上まとまって出現。

②流域雨量指数（※3）として定める基準値以上となる1km格子が概ね20格子以上まとまって出現。

- ※1 土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
- ※2 表面雨量指数：降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。
- ※3 流域雨量指数：降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。
- ※4 激しい雨：1時間に概ね30mm以上の雨。

・高潮特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する※。

- ※台風については、指標の中心気圧又は最大風速を保ったまま中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における高潮警報を特別警報として発表する。温帯低気圧については、指標の最大風速と同程度の風速が予想される地域における高潮警報を特別警報として発表する。

■警報・注意報発表基準表

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村名	警 報			注 意 報		
			大雨	洪水	高潮	大雨	洪水	高潮
西部	西三河南部	刈谷市	別表1の基準による	別表2の基準による	別表5の基準による	別表3の基準による	別表4の基準による	別表6の基準による

注) 1 注意報・警報は、その種類に関わらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表される時は、それまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

2 地震の被災地等に対する二次災害防止のため、現象の強さが基準に達しないと予想される場合でも、警報・注意報を発表することがある。

(別表1) 大雨警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村名	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
西三河南部	刈谷市	24	204

(別表2) 洪水警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村名	流域雨量指数基準	複合基準(※1)	指定河川洪水予報による基準
西三河南部	刈谷市	猿渡川流域=16.7 発杭川流域=8.3	発杭川流域=(12, 8.2) 境川流域=(12, 23.9)	矢作川[高橋・岩津] 愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]

(別表3) 大雨注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村名	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
西三河南部	刈谷市	15	138

(別表4) 洪水注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村名	流域雨量指数基準	複合基準(※1)	指定河川洪水予報による基準
西三河南部	刈谷市	猿渡川流域=13.3 発杭川流域=6.6	猿渡川流域=(8, 12.9) 発杭川流域=(8, 5.3) 境川流域=(8, 16.8) 逢妻川流域=(8, 15.4)	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]

(※1) 複合基準は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す。

(別表5) 高潮警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村名	潮位 (標高m)
西三河南部	刈谷市	2.3※

(※) 愛知県が定める基準水位観測所における高潮特別警戒水位への潮位の到達状況 3 を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。

(別表6) 高潮注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村名	潮位 (標高m)
西三河南部	刈谷市	1.6

別表1～別表4 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

<p>(1) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準* は、市町村等の域内において単一の値をとる。</p> <p>(2) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準* は 1km 四方毎に設定している。別表1及び3において、土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示す。</p> <p>(3) 別表2及び4において、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数* 30以上」を意味する。</p> <p>(4) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表2及び4の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示す。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表す。</p> <p>(5) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示す。</p> <p>(6) 別表2及び4の、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。</p>

(参考)

表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

2 津波警報等の種類・内容等 (気象庁発表)

地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、気象庁から大津波警報等が発表される。

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即座に推定し、これらをもとに沿岸で予想

される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分（一部の地震※については約2分）を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることが出来ないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合は、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表（津波の高さ予想の区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上1m以下である場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注1) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

注2) 津波特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、「大津波警報」の名称で発表する。「大津波警報」が発表された時は、それが津波に関する特別警報が発表されたという意味である。

イ 津波警報等の留意事項等

(ア) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

(イ) 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。

(ウ) 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(エ) どのような津波であれ、危険な地域から一刻も早い避難が必要であることから、市は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。

また、緊急安全確保は基本的には発令しない。

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

発表中の 警報・注意報	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m 超	数値で発表
	1m 以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻と推定される高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値でなく、「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

発表中の 警報・注意報	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

イ 津波情報の留意事項等

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次表の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

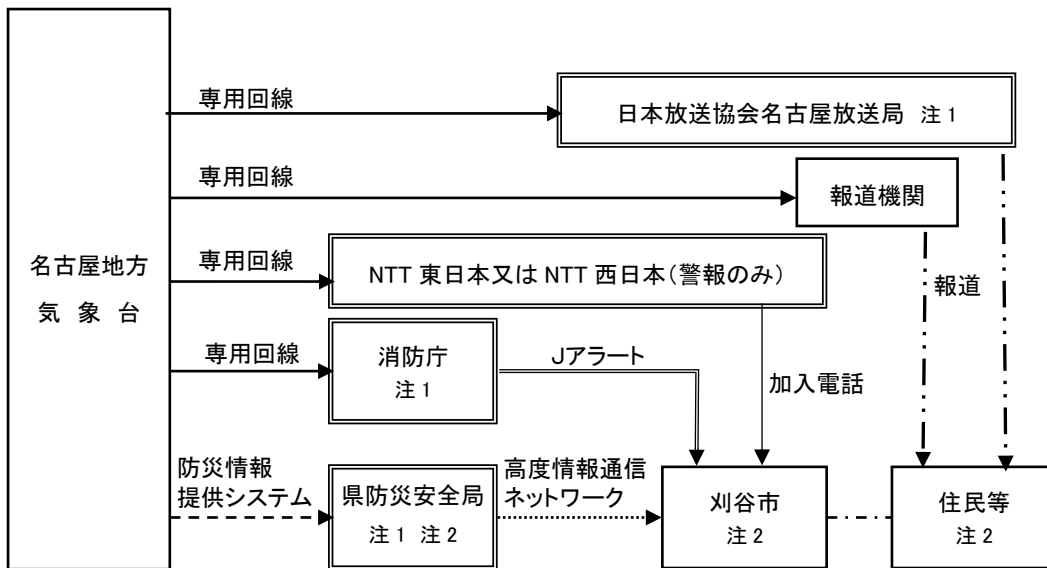
(4) 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。その内、愛知県が属する津波予報区は、次表のとおりである。

津波予報区の名称	津波予報区域	津波予報区域に属する愛知県の市町村
愛知県外海	愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸に限る。）	豊橋市、田原市
伊勢・三河湾	愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸を除く。）	名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
	三重県(伊勢市以南を除く。)	(三重県の市町村は省略)

第2節 水防に関する予報・警報の伝達

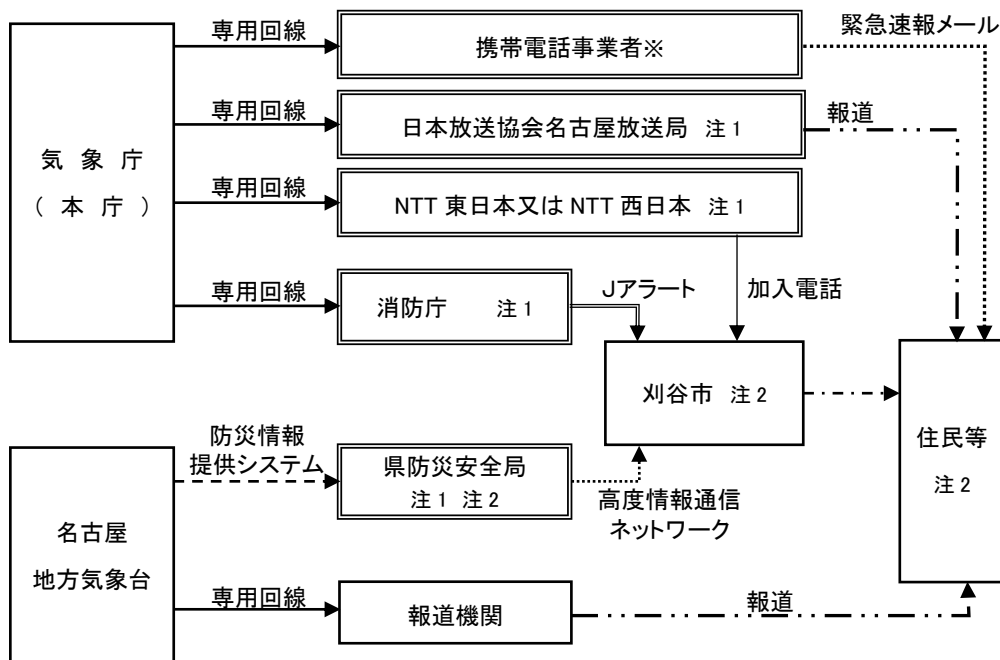
1 気象、高潮及び洪水に関する警報等伝達系統図



注1) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。

注2) 県から市、市から住民への経路及び日本放送協会名古屋放送局から住民への経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている。

2 津波警報等の伝達系統図



※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

注1) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。

注2) 県から市、市から住民への経路及び日本放送協会名古屋放送局から住民への経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている。

第 7 章 水防警報

第7章 水防警報

第1節 意義

指定河川、海岸について国土交通大臣又は知事が洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められたとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、水防管理団体の水防活動に指針を与えることを本質としている。（法第16条第1項）

ただし、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

第2節 水防警報を行う河川及び海岸

1 知事が水防警報を行う河川及び海岸とその区域

(1) 降雨等による河川の洪水又は海岸の高潮に関する区域

河川・海岸名	区 域
境 川	井堰川合流点から海まで
逢妻川	逢妻女川、逢妻男川合流点から海まで
愛知県沿岸（衣浦港）	弥富市地先から静岡県境まで（小垣江町大津崎）

※ カッコ内は、市における海岸及びその区域

(2) 津波に関する区域

ア 海岸線を有する市町村（19市町村）

名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町

イ 津波河川遡上の可能性がある県管理河川

刈谷市	境川、逢妻川、恩田川、発杭川、猿渡川、下り松川、吹戸川、森前川、前川
-----	------------------------------------

注) 津波による遡上の可能性があるのみで、直ちに浸水するおそれがあるものではない。

今後、被害予測分析等により修正予定。

第3節 水防警報を発する基準

1 水防警報の対象水位（潮位）観測所及び発表基準

(1) 知事が水防警報を行う河川

河川名	観測所名	所在地 (位 置)	水防団 待機水位 (通報水位)	氾 濫 注意水位 (警戒水位)	出動水位	氾 濫 危険水位	堤防高 上：左岸 下：右岸	発表者
境 川	泉 田	泉田町西中浜 5-2 地先(左岸 河口から 7.33km)	T.P. 3.10	T.P. 3.85	T.P. 4.35	T.P. 5.20	T.P. 8.30 T.P. 8.30	知立建設 事務所長
逢妻川	一ツ木 逢妻川	一ツ木町西田 60-1 地先(左岸 河口から 8.45km)	T.P. 2.70	T.P. 3.35	T.P. 3.90	T.P. 4.80	T.P. 5.90 T.P. 5.90	

(2) 知事が水防警報を行う海岸

市町村等を まとめた地域	発令区域	発令基準 (標高m)		発 表 者
		準 備	出 動	
西三河南部	刈谷市	1.6	2.3	知立建設事務所長

(3) 知事が津波による水防警報を行う河川及び海岸

気象庁が「愛知県外海」又は「伊勢・三河湾」に「津波注意報」、「津波警報」又は「大津波警報」を発表した場合

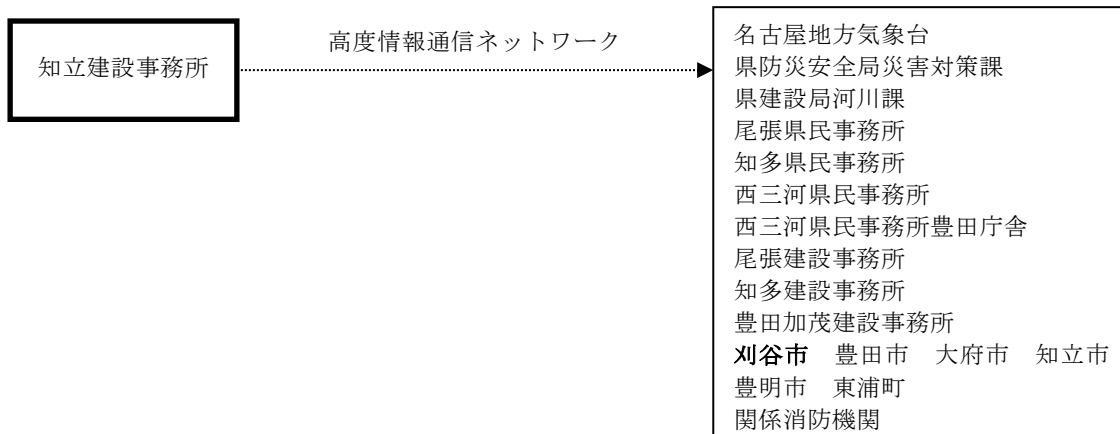
2 水防警報の段階と内容

段 階	内 容
準 備	氾濫注意水位（警戒水位）を超過し、水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部員の出動を通知するもの。
出 動	出動水位を超過し、消防団員等の出動を通知するもの。
情 報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。

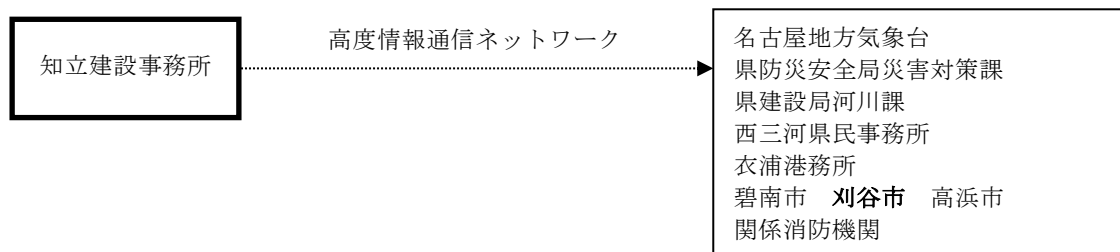
第4節 水防警報伝達系統

1 知事が水防警報を行う河川及び海岸

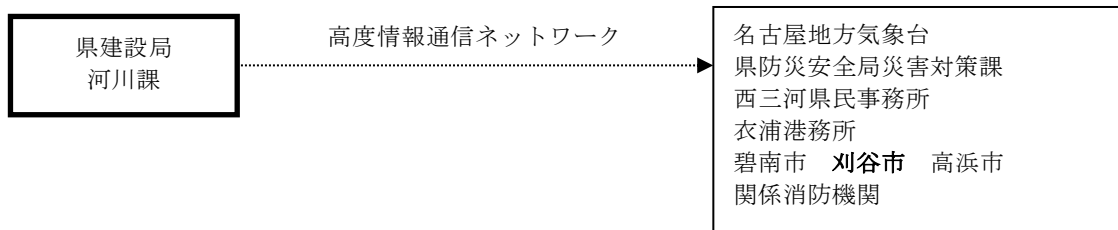
(1) 境川・逢妻川水防警報



(2) 県沿岸高潮水防警報



(3) 県津波水防警報



第 8 章 洪水予報

第8章 洪水予報

第1節 意義

あらかじめ指定した河川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して、その状況に関係機関及び一般に周知する目的で行う予報である。

(法第10条第2項・第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項・第3項)

第2節 洪水予報を行う河川及び実施区域

知事が指定した河川

河川名	区 域
境 川	左右岸 井堰川合流点から海まで
逢妻川	左右岸 逢妻女川、逢妻男川合流点から海まで

第3節 洪水予報に関する基準地点

知事が指定した河川

(水位は T.P)

河川名	基準地点	所在地	水防待機水位 (通報水位) m	氾濫注意水位 (警戒水位) m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m
境 川	泉 田	泉田町西中浜 5-2 (河口から 7.33km)	3.10	3.85	4.65	5.20
逢妻川	一ツ木 逢妻川	一ツ木町西田 60-1 (河口から 8.45km)	2.70	3.35	4.00	4.80

第4節 洪水予報の種類等と発表基準

境川及び逢妻川

種類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」 【警戒レベル5相当情報 (洪水)】	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」 【警戒レベル4相当情報 (洪水)】	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」 【警戒レベル3相当情報 (洪水)】	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）

種類	情報名	発表基準
「洪水注意報（発表）」 又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」 【警戒レベル2相当情報 （洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報 （警報解除）」	「氾濫注意情報 （警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

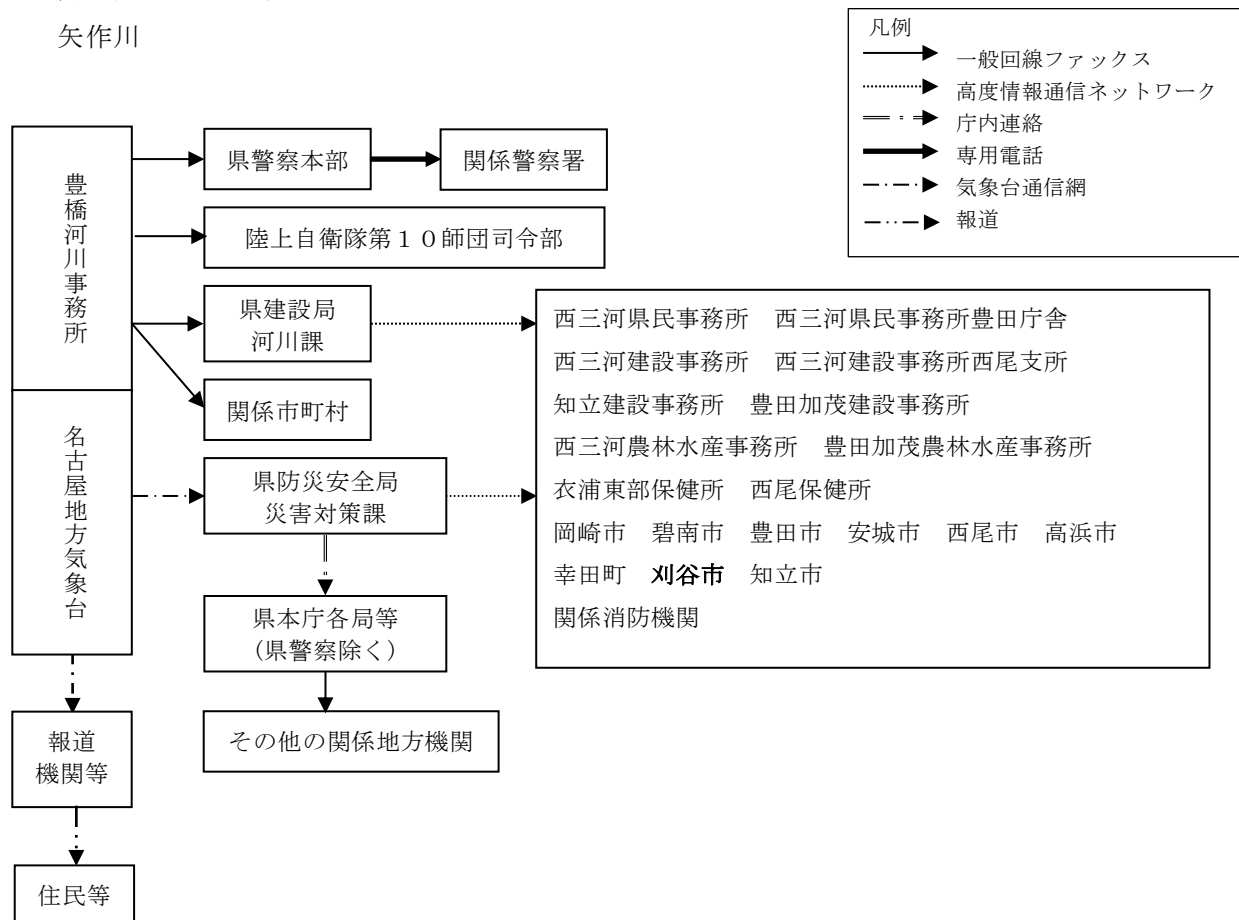
注1：予報区域に複数の基準観測所がある場合（境川、逢妻川）は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。

注2：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

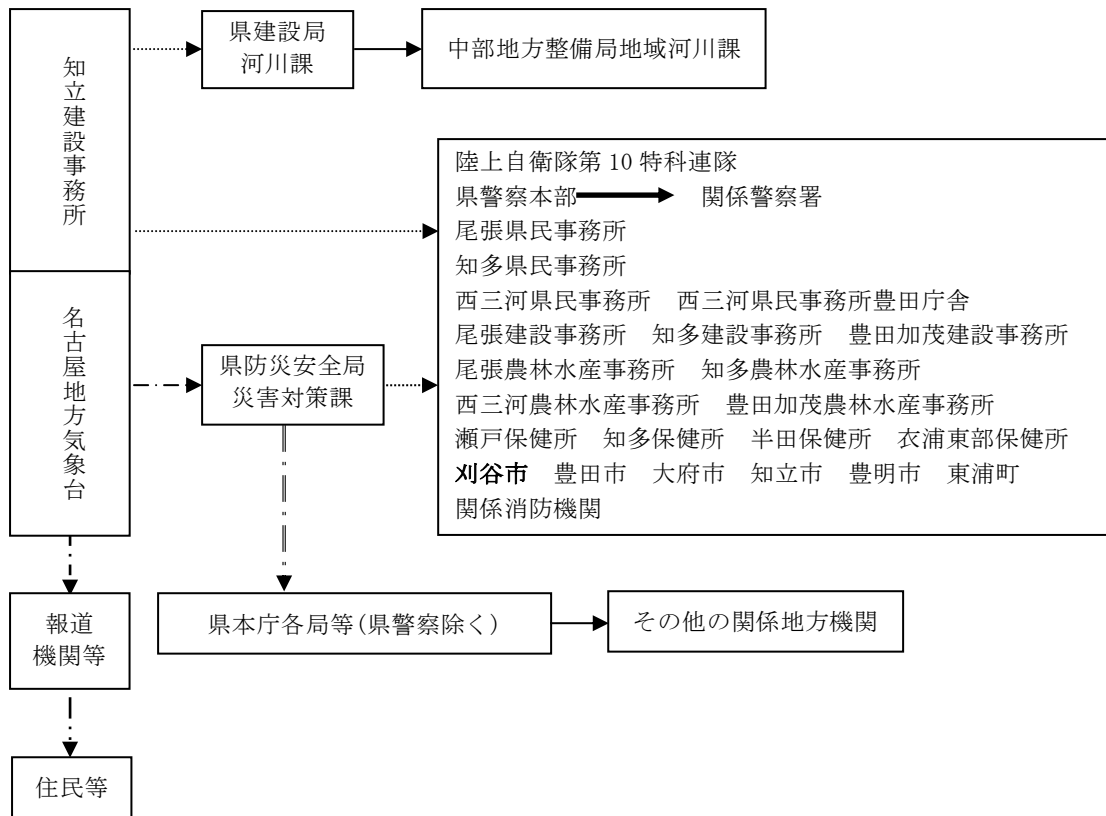
第5節 洪水予報伝達系統

1 国土交通大臣が指定した河川

矢作川



2 知事が指定した河川
境川及び逢妻川



第9章 水位情報の周知

第9章 水位情報の周知

第1節 意義

1 河川の水位情報の周知

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、洪水特別警戒水位等を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を関係者（知事、水防管理者、量水標管理者）に通知する。市長は、通知を受け、住民等に周知する。（法第13条第1項・第2項・第3項）

洪水特別警戒水位は市が行う避難指示等の目安となるもので、住民等の避難に資する洪水情報を的確に提供するために定められる性格のものである。

2 高潮の水位情報の周知

知事が、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸（水位周知海岸）について、高潮特別警戒水位を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を関係者（水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させるもの。（法第13条の3）

第2節 水位情報の周知を行う河川・海岸及びその区域

1 知事が指定した河川

河川名	区域（起点～終点）
猿渡川	八ツ田橋から海まで

2 知事が指定した海岸

海岸名	区域（起点～終点）	
三河湾・伊勢湾沿岸	田原市伊良湖町地先	弥富市鍋田町地先

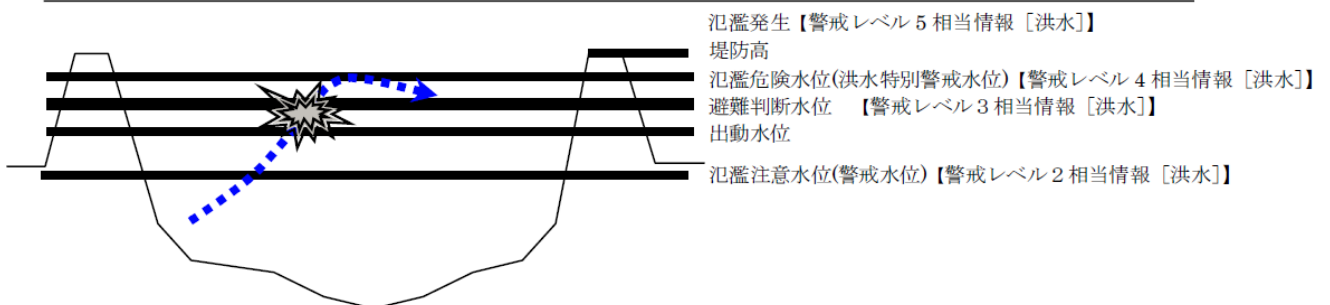
第3節 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位

1 知事が指定した河川

河川名	観測所名	基準水位（m）					発表者
		水防団待機 （通報）	氾濫注意 （警戒）	出動	避難判断	氾濫危険 （洪水特別警戒）	
猿渡川	猿渡川 （左岸 6.95km 付近）	T. P. (3.25)	T. P. (3.80)	T. P. (4.15)	T. P. 4.35	T. P. 4.65	知立建設 事務所長

水防警報河川の指定をしていない河川の水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、出動水位については、参考水位のため、（ ）書きとしている。

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）のイメージ



2 知事が指定した海岸

(1) 高潮特別警戒水位

海岸名	観測所名	基準水位 (m)	発表者
三河湾・伊勢湾沿岸	天白川河口	TP2.30	河川課長

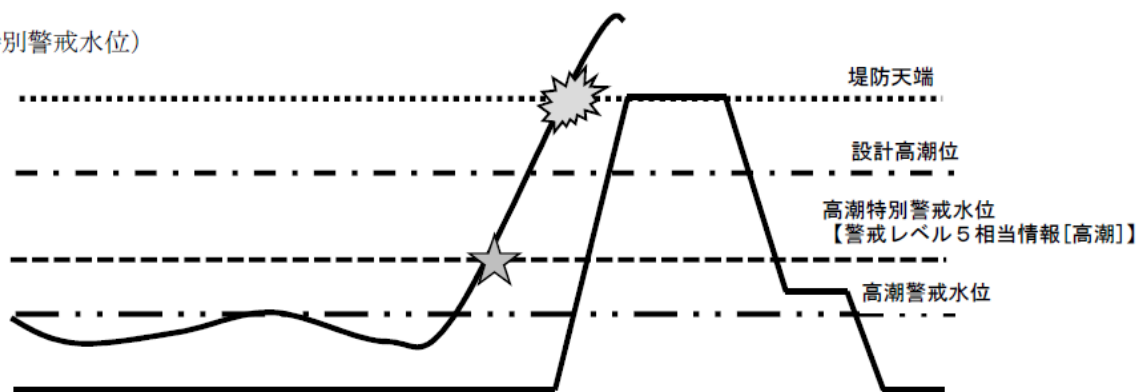
(2) 高潮警戒水位※

海岸名	観測所名	基準水位 (m)	発表者
三河湾・伊勢湾沿岸	一色	TP1.90	河川課長

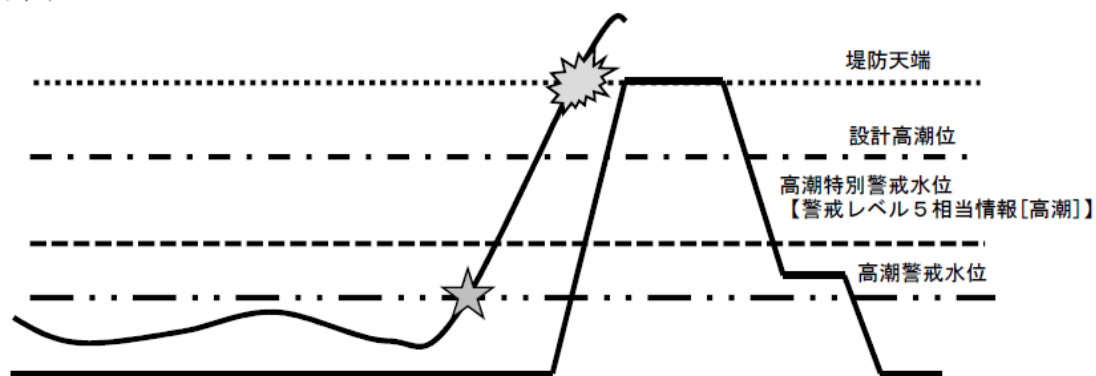
※高潮警戒水位：高潮による災害の発生を警戒すべき水位（参考情報）

高潮特別警戒水位及び高潮警戒水位のイメージ

(高潮特別警戒水位)



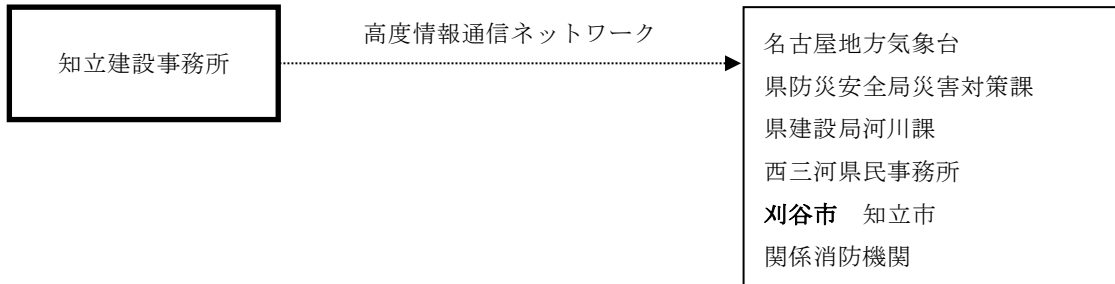
(高潮警戒水位)



第4節 水位情報伝達系統

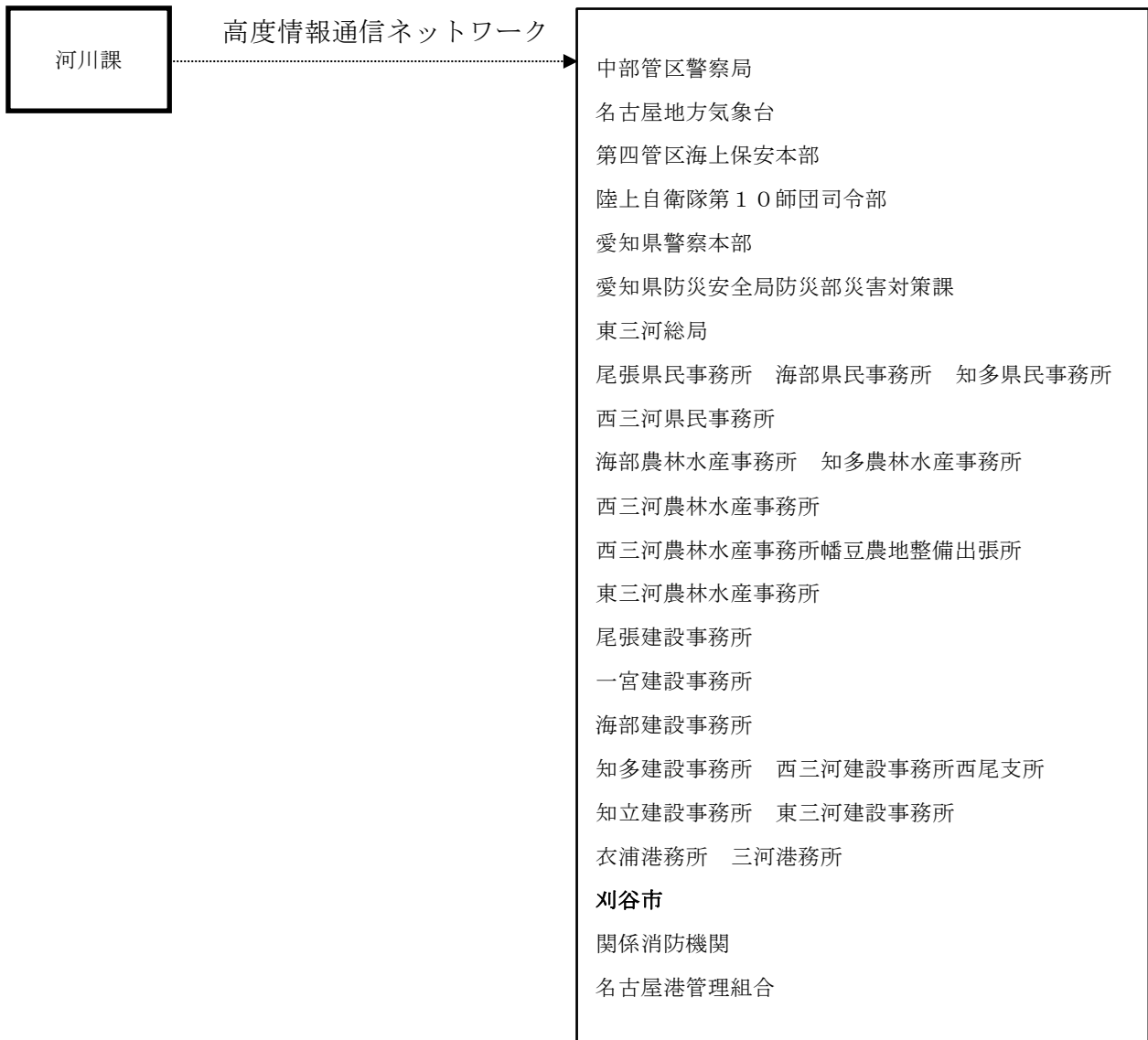
1 知事が水位情報の周知を行う河川

猿渡川



2 知事が水位情報の周知を行う海岸

(1) 三河湾・伊勢湾沿岸



第 1 0 章 水防活動

第10章 水防活動

第1節 雨量・水位・潮位の監視と通報

1 市の事務

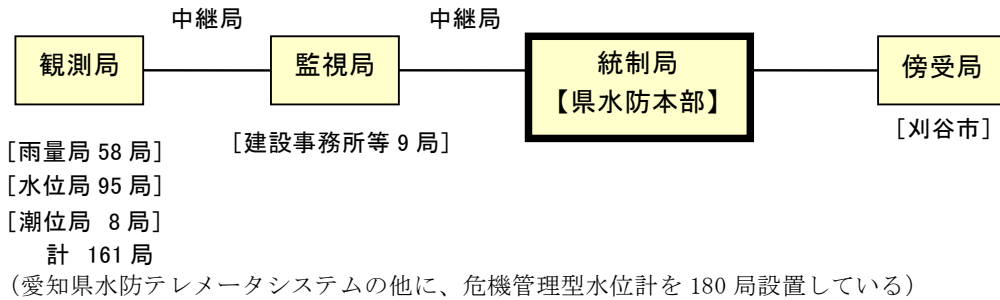
市は、市防災気象情報に加え、県水防テレメータシステム等により積極的に水位情報の収集に努めるものとする。

2 県水防テレメータシステム

(1) 概要

無線を介して雨量・水位・潮位を遠隔集中監視するシステムである。

(2) 構成



3 県水防テレメータシステム雨量観測局

県水防テレメータシステム雨量観測局

水系名	観測所名	所在地
境川	井ヶ谷	井ヶ谷町稲葉崎 9 9 (井ヶ谷観測所)
	泉田	泉田町西中浜 5 - 2 (泉田観測所) 境川橋下流左岸
	一ツ木	一ツ木町西田 6 0 - 1 (一ツ木水位観測所)

4 県水防テレメータシステム水位観測局等

★は水防法に基づく基準観測局及び基準水位

(1) 県水防テレメータシステム水位観測局 (P91 参照)

図面対象番号	水系	河川名	観測所名	所管	所在地	単位	河床高	0点高	水防団待機水位 (第1基準)	氾濫注意水位 (第2基準)	出動水位 (第3基準)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)	堤防高	
1	境川	境川	★泉田	愛知県	泉田町西中浜 5-2 地先	TPm	1.10	0.00	★3.10	★3.85	★4.35	★4.65	★5.20	8.30	
2			井ヶ谷		井ヶ谷町稲葉崎 99 地先	TPm	8.90	0.00	(11.80)	(12.40)	(12.80)	-	(13.50)	15.30	
3		逢妻川	逢妻川		港町 4丁目1 地先	TPm	-2.60	0.00	-	-	-	-	-	(2.30)	3.30
4			★一ツ木逢妻川		一ツ木町西田 60-1 地先	TPm	0.00	0.00	★2.70	★3.35	★3.90	★4.00	★4.80	5.90	
5		水千川	一ツ木水千川		一ツ木町西田 60-1 地先	TPm	-1.40	0.00	-	-	-	-	-	(1.90)	2.50

図面対象番号	水系	河川名	観測所名	所管	所在地	単位	河床高	0点高	水防団待機水位 (第1基準)	氾濫注意水位 (第2基準)	出動水位 (第3基準)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)	堤防高		
6	境川	発杭川	流れ川	愛知県	一ツ木町 西田 60-1 地先	TPm	-1.00	0.00	(2.00)	(2.00)	-	-	(2.00)	2.50		
7			発杭川 水門内		泉田町 半崎 98-1	TPm								(3.14)	4.60	
8			発杭川 水門外		泉田町 半崎 98-1	TPm									(4.14)	4.60
9			発杭川 排水内		泉田町 地先	TPm					(2.80)	(3.00)			(3.62)	4.00
10			発杭川 排水外		泉田町 地先	TPm					(4.50)	(5.50)			(6.58)	8.60
11	猿渡川	猿渡川	高須		高須町 懸貝 20-1 地先	TPm	-1.30	0.00	(1.30)	(2.00)	(2.50)	-	(3.40)	4.00		

(2) 危機管理型水位計 (P91 参照)

ア 概要

洪水時のみの水位観測に特化し、機器の小型化や通信機器等のコストを軽減した水位計。

水位情報は、一般財団法人河川情報センターホームページ「川の水位情報」

(<https://k.river.go.jp/>) に掲載する。

図面対象番号	水系名	河川名	設置箇所名	所在地	堤防天端高	氾濫開始	観測開始	危険水位
					T.P (m)	m	m	m
12	境川	茶屋川	築溜橋	井ヶ谷町 替田	16.70	0.00	-2.90	-0.76
13	境川	発杭川	境1号橋	東境町 町屋	8.50	0.00	-1.18	-0.68
14	境川	境川	境橋	今川町 境川	10.15	0.00	-3.40	-1.30
15	境川	境川	刈谷境橋	逢妻町 3丁目	7.83	0.00	-6.10	-4.76
16	猿渡川	下り松川	深見橋	田町 6丁目	3.44	0.00	-2.33	-0.75
17	猿渡川	吹戸川	吹戸橋	野田町 塩田	4.57	0.00	-3.35	-0.81
18	前川	前川	清水橋	小垣江町 亥新田	2.98	0.00	-1.98	-1.14
19	前川	前川	河口部	小垣江町 亥新田	3.96	0.00	-2.96	-2.13
20	前川	江添川	依高橋	小垣江町 亥新田	3.06	0.00	-2.06	-1.04

*堤防高を氾濫開始 0.00m と設定し、0.00m からの下り幅で水位の管理を行っている。

水位解説

・氾濫危険水位

一連の区間において、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こるおそれがある水位

- ・（危険水位）

当該観測局の地点において、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こるおそれがある水位

- ・避難判断水位

住民に対し氾濫発生の危険性についての注意喚起を開始する水位

- ・出動水位

水防団員等の出動を通知する水位

- ・（第三基準）

危険水位満流流量の6割に相当する水位で、出動水位に相当するもの

- ・氾濫注意水位

水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部団員の出動を通知する水位

- ・（第二基準）

危険水位満流流量の4割に相当する水位で、氾濫注意水位に相当するもの

- ・水防団待機水位

水防団員等が出動のために待機する水位

- ・（第一基準）

危険水位満流流量の2割に相当する水位で、水防団待機水位に相当するもの

上記設定が困難な著しい感潮区間については、危険水位のみを設定している。また、排水機場内水位については、操作規則等を参考に設定可能なものについて設定している。

5 市の気象等の観測場所並びに担当者

風位、風速、雨量、気圧の観測場所

観測所の名称	所在地	電話番号
刈谷消防署	寿町1-201-1	(代)23-1119
北部市民センター（雨量のみ）	東境町住吉78-2	36-7171
小垣江市民センター（雨量のみ）	小垣江町小道45-1	24-3751
東刈谷市民センター（雨量のみ）	松栄町2-16-1	24-1175
小山排水機場（雨量のみ）	一番町6-124	-

第2節 監視及び警戒とその処置

1 平常時の巡視

(1) 市内の河川及び海岸について巡視員を設け、随時それぞれの分担区域内を巡視させ、水防上危険と認められる箇所があるときは河川管理者又は海岸管理者に通知すること。

(2) その他水防上重要な施設についても(1)と同様に巡視し、水防上危険と認められる箇所があるときは管理者に連絡するものとする。

2 非常警戒

非常配備体制が発動されたときから河川、海岸の監視及び警戒を厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として、巡視するものとする。

なお、巡視において特に注意を要する事項は次のとおりである。

(1) 堤防の亀裂、一部流出（崩壊）又は沈下

(2) 漏水

- (3) 越水（堤防からの水のあふれ）
- (4) 深掘れ（洗掘）
- (5) 橋梁等工作物と堤防との取付部分の異常
- (6) 水こう門等の扉の締まり具合
- (7) 水こう門等の漏水による亀裂及び一部流出

異常を発見した場合はただちに知立建設事務所、西三河農林水産事務所等関係機関に連絡するとともに、水防作業を開始する。

第3節 消防団の出動

1 水防管理者の責務

水防時、水防管理者は、次に示す基準等により消防団に対し出動準備（以下「準備」という。）又は出動を指示し、消防団の活動が迅速かつ適切に実施できるよう確保しなければならない。

2 準備及び出動の基準

(1) 準備

- ア 気象予警報、洪水予報及び水防警報が発令されたとき。
- イ 洪水及び高潮による漏水、破堤、水があふれる（越水）等の危険が予想される時。
- ウ 本計画に定める氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- エ その他水防管理者が必要と認めるとき。

(2) 出動

- ア 気象予警報、洪水予報及び水防警報が発令されたとき。
- イ 洪水及び高潮による漏水、破堤、水があふれる（越水）等の危険が切迫したとき。
- ウ 本計画に定める出動水位に達したとき。
- エ その他水防管理者が必要と認めるとき。

3 準備及び出動の内容

消防団は、2の基準により災害対策本部長から準備及び出動の指示があった場合は、直ちに事態に即応した配備体制をとるとともに、おおむね次の水防活動を行うものとする。

(1) 準備

- ア 水防資器材の整備点検をすること。
- イ 水こう門等の開閉準備をすること。
- ウ 重要水防箇所を含む水防上の注意箇所のパトロールを実施すること。
- エ その他水防上必要な措置をとること。

(2) 出動

- ア 河川、海岸等の監視警戒を行い、漏水、堤防の損傷等異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに水防工法の実施等事態に即応した処置をとること。
- イ 水防作業に必要な資器材を確保すること。
- ウ 水防作業を行う者に対し、必要な技術的指導を行うこと。
- エ 河川、海岸の現況を市等関係機関に報告すること。

第4節 水こう門、排水機場等の操作

水こう門、排水機場（以下「水こう門等」という。）の管理者及び操作責任者は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、操作規則を定める水こう門等の管理者にあつては当該規則に定めた方法で、門扉等の開閉、排水機の稼働又は停止等の操作を適切に行う。

管理者は、毎年出水期（6月1日から10月31日）に先立ち、門扉の操作等について支障のないよう点検整備を行わなければならない。

1 水門等

(1) 水門、樋門及び陸閘の操作規則

(定義)

第一条 この操作規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、河川法（昭和三十九年七月十日法律第百六十七号）、河川法施行令（昭和四〇年二月一日政令第一四号）、河川法施行規則（昭和四〇年三月一三日建設省令第七号）、海岸法（昭和三十一年五月十二日法律第一百一号）、海岸法施行令（昭和三十一年十一月七日政令第三百三十二号）及び海岸法施行規則（昭和三十一年十一月十日農林省・運輸省・建設省令第一号）において使用する用語の例による。

(目的)

第二条 この操作規則は、「水門、樋門及び陸閘の管理要領」に基づき、知事が管理する操作施設の適切な操作及び操作に従事する者の安全の確保を図るために必要な事項を定め、もって津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的とする。

(陸閘の閉鎖状態の確保)

第三条 陸閘については、車両等が通行する場合を除き、閉鎖状態を保つものとする。ただし、利用状況その他の状況を勘案し閉鎖状態を保つことが著しく利便性を損なう施設であるときはこの限りではない。

(操作の態勢)

第四条 操作に従事する者は、以下の場合に操作施設（常時閉鎖施設を除く。）の閉鎖操作態勢をとる。

- 一 操作施設の所在地に震度四以上の地震が観測されたとき。
 - 二 操作施設の所在地に津波注意報、津波警報又は大津波警報（以下「津波注意報等」という。）が発表されたとき。
 - 三 操作施設の所在地に高潮注意報、高潮警報又は高潮特別警報（以下「高潮注意報等」という。）が発表されたとき。
 - 四 海水の進入による被害の発生を防止するため必要と認められるとき。
- 2 操作に従事する者は、以下の場合に操作施設（常時閉鎖施設を除く。）の閉鎖操作態勢を解除する。
- 一 地震の観測後、津波が発生しないことが発表されたとき。
 - 二 操作施設の所在地の津波注意報等が全て解除されたとき。
 - 三 操作施設の所在地の高潮注意報等が全て解除されたとき。
 - 四 開門によって海水の進入による被害が発生しないと認められるとき。
- 3 前二項の規定にかかわらず、操作に従事する者の安全が確保されない場合は、閉鎖操作又は開門操作を行わない。

4 第一項第四号及び第二項第四号の操作は、知事又は市町村長から操作に従事する者への指示を行う

ものとする。

5 第一項及び第二項の規定に関して、操作施設ごとの操作基準は、必要に応じて別に定める。

(操作の方法)

第五条 操作の方法は、操作施設ごとに定められた手順並びに運用規程に基づき操作するものとする。

2 操作施設の操作は、2人以上の組で行うものとする。

3 操作施設は以下の留意事項に基づき操作することを基本とする。

一 水門、樋門及び陸閘の閉鎖中は、原則として車両、人の通行及びいかなる船舶の運航も認めないものとする。

二 陸閘の操作にあたっては、施設周辺の堤外地の利用者の避難を考慮すること。

三 操作施設に不具合が生じ、閉鎖ができない場合は、速やかに操作を中止し、運用規程に基づく次の操作行動(退避行動を含む。)に移るものとする。

四 高潮時は、降雨時等における内水氾濫を防止するよう適切に水門及び樋門を操作するものとする。

五 その他の留意事項については、必要に応じて別に定める。

4 操作施設の操作を行う際は、操作の完了時に知事に報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができないときはこの限りでない。

(操作に従事する者の安全の確保)

第六条 操作に従事する者は、安全の確保のために以下により退避するものとする。

一 津波発生時、操作に従事する者は、退避開始時刻を経過する前に、操作を完了又は中止し、安全な場所に退避するものとする。なお、退避開始時刻は気象庁の発表する津波到達予想時刻等を基に算出するものとする。

二 高潮時、操作に従事する者は、気象状況等のため操作を安全に行えなくなる以前に操作を完了し、安全な場所に退避するものとする。なお、水門等の操作を継続する必要がある場合も、自己の安全確保を優先するものとする。

2 操作に従事する者は、出動前に、安全に操作・退避するための情報を確認するものとする。

3 操作に従事する者は、出動後は、安全に操作・退避するために、あらかじめ定められた連絡体制のもとで活動するものとする。

4 前三項に定めるほか、操作に従事する者は、自身の安全が確保されないと判断する場合は、安全な場所に退避するものとする。

5 操作に従事する者は、安全な場所に退避を完了した際は、直ちに知事に報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができないときはこの限りでない。

6 操作に従事する者が安全に操作・退避する際の参集場所及び退避場所並びに操作・退避に関する設定時間は、別に定める。ただし、退避経路の支障その他の災害時の状況によっては、この限りではない。

(施設の操作の訓練)

第七条 操作施設の操作の机上又は実地における訓練を、年に1回以上行うものとする。

なお、地域防災計画又は消防団活動・安全管理マニュアル等による操作施設の操作に係る訓練を実施している場合や、操作委託契約に基づく点検に合わせて行う場合などは、これによることができる。

2 前項の訓練は、操作に従事する者が参加したものでなければならない。

3 第一項に規定する訓練により、津波、高潮等の被害の防止又は操作に従事する者の安全確保のために必要があると認める場合は、操作規則を変更するものとする。

(施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点検その他の維持)

第八条 施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等の点検を実施するものとし、点検内容については別に定める。

2 前項の点検により、津波、高潮等の被害の防止又は操作に従事する者の安全の確保のために必要があると認める場合は、施設の維持又は修繕その他の工事を行うものとし、点検並びに施設の維持又は修繕その他の工事の記録について保管するものとする。

(施設の操作の際にとるべき措置に関する事項)

第九条 操作に従事する者は、操作施設の操作の際に、通行する車両、船舶等の安全を確保するため、警報音の鳴動、動作状況の監視その他の必要な措置を講じるものとする。

(細則)

第十条 この操作規則に定めるほか、施設の管理上必要な事項は別に定める。

附 則

1 この操作規則は、平成31年4月1日より施行する。

(2) 水門、樋門及び陸閘の運用規程

(目的)

第1条 この運用規程は、「水門、樋門及び陸閘の操作規則」(以下「操作規則」という。)に基づき、津波発生時及び高潮時における、地域の実情を考慮した詳細な施設運用及びその他必要事項について定めることを目的とする。

(対象施設)

第2条 本運用規程における対象施設は、別表に記載した施設のうち、市町村管理の施設及び常時閉鎖施設を除いた施設とする。

2 常時閉鎖施設を開門した者は、車両等が通行した後に閉鎖しなければならない。なお、知事は常時閉鎖施設の周辺において、この旨を記載した書面を明示するものとする。

(操作に従事する者の構成)

第3条 水門及び樋門(以下「水門等」という。)の操作を行う場合の操作に従事する者の構成は、水門等ごとに2名以上とする。

2 陸閘の操作を行う場合の操作に従事する者の構成は、陸閘ごとに2名以上とする。

(津波発生時又は高潮時の操作方法)

第4条 水門等及び陸閘の操作を行う場合の操作に従事する者(以下「操作員」という。)は、操作施設の所在地に地震が観測された場合又は台風が接近するなど高潮が発生する可能性については、気象情報等の掌握に努めるものとする。

2 操作員は、操作規則第四条第一項各号の状況に至った場合、もしくは市町村災害対策本部等の指示を受けた場合には、それぞれ次の措置をとるものとする。

- 一 操作員は、あらかじめ定めたとおり準備及び参集をするとともに、出動前に安全に操作・退避するための情報（退避開始時刻、活動可能時間）の確認を行い、閉鎖操作態勢をとる。
 - 二 津波警報又は大津波警報（以下「津波警報等」という。）が発表された場合は、操作対象施設へ出動（もしくは移動）し、操作施設ごとに定められた手順に従い、速やかに閉鎖操作を行うものとする。
 - 三 高潮警報又は高潮特別警報（以下「高潮警報等」という。）が発表された場合は、操作対象施設へ出動（もしくは移動）し、操作施設ごとに定められた手順に従い、速やかに閉鎖操作を行うものとする。
 - 四 高潮時において、水門等は現地での水位が上昇し逆流が生じている施設に対して閉門操作を行うものとする。
- 3 操作員は、操作規則第五条第三項第四号の規定に基づき操作する必要がある場合には、現地待機も必要に応じて行う。ただし、この場合においても、自己の安全確保を優先するものとする。
 - 4 操作員は、津波警報等又は高潮警報等がすべて解除された場合、もしくは市町村災害対策本部等の指示を受けた場合には、それぞれ次の各号の措置をとるものとする。
 - 一 操作員は、閉鎖した操作施設を、操作施設毎に定められた手順に従い開門の操作を行うものとする。
 - 二 当該施設の操作が完了し次第、次の操作施設がある場合は移動し操作を行い、ない場合は閉鎖操作態勢を継続する。

（津波発生時の退避開始時刻）

第5条 操作規則第六条第一項第一号に規定する退避開始時刻は、別表及び気象庁が発表する津波到達予想時刻等を使用し、次に示す算出方法により算出する。なお、算定に使用する津波到達予想時刻は、気象庁が発表する各津波予報区の津波到達予想時刻を基本とする。ただし、より近隣の主な地点の予想時刻が把握できた場合には、それによることもできるものとする。

（算出方法）

$$\cdot [\text{退避開始時刻}] = [\text{津波到達予想時刻}] - [\text{退避時間}] - [\text{余裕時間}]$$

（報告）

第6条 操作規則第五条第四項に基づく施設操作完了時の報告は、次の各号のとおりとする。

- 一 管理要領第3に基づき市町村長等へ操作を委託している場合は、受託者は操作員からの操作完了報告を受け次第、知事へ報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができない場合は、この限りでない。
 - 二 操作委託をしていない場合は、操作員は操作完了次第、知事へ報告する。ただし、やむを得ない事情により報告できない場合は、この限りではない。
- 2 操作規則第六条第五項に基づく退避完了時の報告は、以下のとおりとする。
 - 一 管理要領第3に基づき市町村長等へ操作を委託している場合は、受託者は操作員から退避完了報告を受け次第、知事へ報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができない場合は、この限りでない。
 - 二 操作委託をしていない場合は、操作員は退避完了次第、知事へ報告する。ただし、やむを得ない事情により報告できない場合は、この限りではない。

(施設の操作の訓練)

第7条 操作規則第七条第一項に規定する施設の操作の訓練の内容は、操作の確実性、迅速性の向上や、操作、退避ルールが実態に即したものとなっているかの検証に資する内容とし、具体的な内容は、想定事象（津波発生時、高潮時等）を踏まえた訓練毎の実施計画によるものとする。

2 知事は、前項に規定する訓練や次条第一項に規定する点検等の機会を活用して、操作員に対して平常時から操作の方法、安全確保にかかる事項等の周知に努めるものとする。

3 第一項に規定する訓練等により、津波等の被害の防止又は操作員の安全確保のために必要があると認める場合は、本運用規程を変更するものとする。

(施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点検)

第8条 操作規則第八条第一項に規定する施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等の点検の種類及び内容は、次の各号のとおりとし、詳細は別に定める。

- 一 定期検査、日常点検（作動確認、目視点検等）、臨時点検
- 二 点検の頻度
- 三 点検の記録、保管

(操作員に対する補償)

第9条 操作員は、水門等及び陸閘を操作中などの被災に備え、補償が受けられる保険等に加入すること。なお、その補償は、天災等による被災の場合にも補償されるものとする。

(雑則)

第10条 この運用規程に定めるほか、施設の管理上必要な事項を別に定めることができる。

附 則

1 この運用規程は、平成31年4月1日から施行する。

(3) 下り松川水門の運用規程

(目的)

第1条 この運用規程は、「水門、樋門及び陸閘の操作規則」（以下「操作規則」という。）に基づき、津波発生時、高潮時及び洪水時における、下り松川水門の施設運用及びその他必要事項について定めることを目的とする。

(操作に従事する者の構成)

第2条 水門の操作を行う場合の操作に従事する者の構成は、2名以上とする。

(津波発生時、高潮時又は洪水時の操作方法)

第3条 水門の操作を行う場合の操作に従事する者（以下「操作員」という。）は、操作施設の所在地に地震が観測された場合又は台風が接近するなど高潮や洪水が発生する可能性については、気象情報等の掌握に努めるものとする。

2 操作員は、大雨警報又は大雨特別警報が発表されたとき、もしくは市町村災害対策本部等の指示を受けた場合には、次の措置をとるものとする。

- 一 内水氾濫を防止するため必要に応じ、水門施設へ出動し、定められた手順に従い、開門操作を行

うものとする。

- 二 水門操作中に津波警報又は大津波警報（以下「津波警報等」という。）が発表された場合は、水門施設へ出動（もしくは移動）し、定められた手順に従い、速やかに閉鎖操作を行うものとする。
 - 三 高潮時は、降雨時等における内水氾濫を防止するよう適切に操作を行うものとし、現地待機も必要に応じて行う。
- 3 操作員は、大雨警報又は大雨特別警報がすべて解除された場合、もしくは市町村災害対策本部等の指示を受けた場合には、開門した水門を、操作施設毎に定められた手順に従い閉鎖の操作を行うものとする。

（報告）

第4条 操作規則第五条第四項に基づく施設操作完了時の報告は、次の各号のとおりとする。

- 一 管理要領第3に基づき市町村長等へ操作を委託している場合は、受託者は操作員からの操作完了報告を受け次第、知事へ報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができない場合は、この限りでない。
- 二 操作委託をしていない場合は、操作員は操作完了次第、知事へ報告する。ただし、やむを得ない事情により報告できない場合は、この限りではない。

（施設の操作の訓練）

- 第5条 操作規則第七条第一項に規定する施設の操作の訓練の内容は、操作の確実性、迅速性の向上や、操作、退避ルールが実態に即したものとなっているかの検証に資する内容とし、具体的な内容は、想定事象（津波発生時、高潮時、洪水時等）を踏まえた訓練毎の実施計画によるものとする。
- 2 知事は、前項に規定する訓練や次条第一項に規定する点検等の機会を活用して、操作員に対して平常時から操作の方法、安全確保にかかる事項等の周知に努めるものとする。
 - 3 第一項に規定する訓練等により、津波等の被害の防止又は操作員の安全確保のために必要があると認める場合は、本運用規程を変更するものとする。

（施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点検）

第6条 操作規則第八条第一項に規定する施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等の点検の種類及び内容は、次の各号のとおりとし、詳細は別に定める。

- 一 定期検査、日常点検（作動確認、目視点検等）、臨時点検
- 二 点検の頻度
- 三 点検の記録、保管

（操作員に対する災害補償）

第7条 操作員は、水門等及び陸閘を操作中などの被災に備え、補償が受けられる保険等に加入すること。なお、その補償は、天災等による被災の場合にも補償されるものとする。

（雑則）

第8条 この運用規程に定めるほか、施設の管理上必要な事項を別に定めることができる。

附 則

- 1 この運用規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 排水機場等

(1) 市街地用排水機場

排水機場名	所在地	所管	放流 河川名	流域 面積 (ha)	ポンプ種類・径	能力 (m ³ /s)	起動高 (T P)	停止高 (T P)	設置年度
水干川 排水機場	一ツ木町西田 67-1 番地	愛知県	逢妻川	420.00	1号主ポンプ (φ1000)	2.00	1.30	0.00	昭和57年度
					2号主ポンプ (φ1000)	2.00	1.30	0.00	
					3号主ポンプ (φ1000)	2.30	1.30	0.00	
					4号主ポンプ (φ800)	1.40	1.30	0.00	
流れ川第1 排水機場	今岡町新田 1-1 番地	愛知県	逢妻川	80.00	1号主ポンプ (φ800)	1.20	1.30	0.00	昭和57年度
					2号主ポンプ (φ500)	0.60	1.30	0.00	
					3号主ポンプ (φ800)	1.20	1.30	0.00	
流れ川第2 排水機場	今岡町新田 75-6 番地	愛知県	逢妻川	80.00	1号主ポンプ (φ600)	0.80	1.30	0.00	平成9年度
					2号主ポンプ (φ1500)	5.20	1.30	0.00	
発杭川 排水機場	泉田町森据 12-2 番地	愛知県	境川	863.00	1号主ポンプ (φ1650)	7.65	2.50	1.50	平成16年度
					2号主ポンプ (φ1650)	7.65	2.70	1.50	
新馬瀬口 排水機場	今川町帆落田 51-1 番地	刈谷市	逢妻川	202.00	1号主ポンプ (φ900)	1.85	0.35	-0.15	平成18年度
					2号主ポンプ (φ900)	1.85	0.59	-0.15	
弁天第2 排水機場	三田町1丁目 184 番地	刈谷市	逢妻川	138.80	1号主ポンプ (φ700)	1.13	-0.80	-1.50	平成16年度
					2号主ポンプ (φ1350)	3.90	-0.50	-1.05	
					3号主ポンプ (φ800)	1.50	-0.70	-1.35	
					4号主ポンプ (φ900)	1.60	-0.60	-1.20	
三ツ又 排水機場	半城土町三ツ又 7-10 番地	刈谷市	猿渡川	24.00	1号水中ポンプ (φ500)	0.60	0.00	-0.30	平成20年度
					2号水中ポンプ (φ500)	0.60	0.15	0.00	
高松 排水機場	高松町4丁目 74 番地	刈谷市	下り松川	9.11	1号水中ポンプ (φ300)	0.20	0.95	0.75	昭和48年度
					2号水中ポンプ (φ300)	0.20	1.05	0.75	
					3号水中ポンプ (φ500)	0.64	1.25	0.95	
高須 排水機場	高須町懸貝 27-19 番地	刈谷市	猿渡川	26.50	1号水中ポンプ (φ500)	0.52	0.00	-0.98	平成6年度
					2号水中ポンプ (φ500)	0.52	0.20	-0.98	
					3号水中ポンプ (φ200)	0.07	-0.30	-0.98	
神明 排水機場	小垣江町大高 91-2 番地	刈谷市	猿渡川	17.48	1号水中ポンプ (φ500)	0.60	-0.20	-0.50	平成18年度
					2号水中ポンプ (φ500)	0.60	0.00	-0.30	
					3号水中ポンプ (φ500)	0.60	0.15	-0.15	
天王 排水機場	天王町5丁目 44-4 番地	刈谷市	下り松川	4.70	水中ポンプ (φ350)	0.26	0.25	-0.90	昭和53年度
北浦 排水機場	小垣江町北浦 2 番地	刈谷市	猿渡川	8.71	1号主ポンプ (φ500)	0.67	1.10	0.80	昭和55年度
					2号主ポンプ (φ500)	0.67	1.20	0.90	
					3号水中ポンプ (φ300)	0.22	1.00	0.80	

排水機場名	所在地	所管	放流河川名	流域面積 (ha)	ポンプ種類・径	能力 (m ³ /s)	起動高 (TP)	停止高 (TP)	設置年度
小垣江排水機場	小垣江町下半ノ木 27-6 番地	刈谷市	前川	25.00	1号主ポンプ (φ350)	0.25	1.14	0.80	昭和48年度
					2号主ポンプ (φ500)	0.57	1.20	0.90	
					3号水中ポンプ (φ350)	0.25	1.08	0.75	
小犬排水機場	小垣江町亥新田 9-2 番地	刈谷市	前川	13.00	1号主ポンプ (φ700)	0.87	3.30	2.60	昭和51年度
					2号主ポンプ (φ300)	0.19	3.20	2.40	
浜田第1排水機場	小垣江町御茶屋下 53-15 番地	刈谷市	前川	88.00	1号水中ポンプ (φ500)	0.45	-3.35	-3.55	平成2年度
					6号水中ポンプ (φ500)	0.45	-3.35	-3.55	
					2号主ポンプ (φ1200)	2.58	-2.25	-3.15	
					3号主ポンプ (φ1200)	3.00	-2.05	-2.30	
					4号主ポンプ (φ1350)	4.00	-1.85	-2.45	
					5号主ポンプ (φ1350)	4.00	-1.75	-2.30	
浜田第2排水機場	小垣江町御茶屋下 63-48 番地	刈谷市	前川	88.00	1号主ポンプ (φ1000)	2.00			昭和44年度
					2号水中ポンプ (φ500)	0.50			

(2) 農業用排水機場

排水機場名	所在地	所管	放流河川名	流域面積 (ha)	ポンプ種類・径	能力 (m ³ /s)	起動高 (TP)	停止高 (TP)	設置年度
井ヶ谷排水機場	井ヶ谷町稲葉崎 115-1 番地	刈谷市	境川	217.00	稲葉崎 水中ポンプ (φ500)	0.50	10.25	10.00	昭和58年度
					草野川 主ポンプ (φ900)	1.50	10.80	10.73	
今川排水機場	泉田町北中浜 26-1 番地	刈谷市	境川	890.00	1号主ポンプ (φ1350)	4.10	2.00	1.40	昭和54年度
					2号主ポンプ (φ1650)	6.50	2.30	1.40	
馬瀬口排水機場	今川町帆落田 50-1 番地	刈谷市	逢妻川	189.00	1号主ポンプ (φ600)	0.62	-0.05	-0.20	昭和54年度
泉田排水機場	泉田町宮前 25-5 番地	刈谷市	逢妻川	189.00	1号主ポンプ (φ600)	0.70	-0.65	-0.95	平成16年度
					2号主ポンプ (φ1000)	2.25	-0.16	-0.65	
九郎兵衛排水機場	泉田町南新田 20 番地	刈谷市	逢妻川	32.00	1号水中ポンプ (φ300)	0.16	0.90	0.70	昭和56年度
					2号水中ポンプ (φ300)	0.16	1.05	0.70	
小山排水機場	一番町6丁目 124 番地	刈谷市	逢妻川	67.50	1号水中ポンプ (φ500)	0.60	0.10	-0.30	平成20年度
					2号水中ポンプ (φ500)	0.60	0.00	-0.60	
					3号主ポンプ (φ500)	0.54	-0.23	-0.60	
高津波排水機場	三田町1丁目 169 番地	刈谷市	逢妻川	16.00	水中ポンプ (φ350)	0.23	-0.70	-1.00	平成17年度
弁天排水機場	三田町1丁目 182-1 番地	刈谷市	逢妻川	278.50	1号主ポンプ (φ600)	0.75	-0.40	-1.00	昭和53年度
					2号主ポンプ (φ900)	1.67	-0.30	-0.85	
熊排水機場	逢妻町2丁目 97 番地	刈谷市	逢妻川	16.00	水中ポンプ (φ350)	0.27	-0.15	-0.30	昭和52年度

排水機場名	所在地	所管	放流河川名	流域面積 (ha)	ポンプ種類・径	能力 (m ³ /s)	起動高 (T P)	停止高 (T P)	設置年度
重原排水機場	重原本町3丁目80番地	刈谷市	猿渡川	38.00	水中ポンプ (φ300)	0.19	0.10	-0.10	昭和55年度
					水中ポンプ (φ200)	0.09	-0.10	-0.35	
五新田排水機場	田町5丁目38-2番地	刈谷市	猿渡川	169.00	主ポンプ (φ700)	1.10	-0.60	-1.10	平成12年度
中市流作新田排水機場	浜町4丁目110番地	刈谷市	逢妻川	83.00	1号主ポンプ (φ600)	0.72	-1.00	-1.30	平成22年度
					2号主ポンプ (φ600)	0.72	-0.50	-0.80	
					3号主ポンプ (φ700)	1.00	-0.60	-0.90	
前新田排水機場	中川町4丁目40番地	刈谷市	猿渡川	123.9	1号主ポンプ (φ800)	1.30	-0.68	-1.18	令和2年度
					2号主ポンプ (φ800)	1.30	-0.48	-1.18	

(3) 公共下水道ポンプ場

排水機場名	所在地	所管	放流河川名	流域面積 (ha)	ポンプ種類・径	能力 (m ³ /s)	起動高 (T P)	停止高 (T P)	設置年度
亀城ポンプ場	城町1丁目80番地	刈谷市	逢妻川	22.20	水中ポンプ (φ350)	0.25	-2.16	-2.80	昭和54年度
					1号主ポンプ (φ800)	1.42	-0.50	-1.50	
					2号主ポンプ (φ800)	1.42	-0.10	-1.10	
市原ポンプ場	司町8丁目52-2番地	刈谷市	逢妻川	18.30	水中ポンプ (φ350)	0.23	-1.00	-2.30	昭和57年度
					1号主ポンプ (φ800)	1.37	-0.25	-1.70	
					2号主ポンプ (φ800)	1.37	-0.05	-1.50	
小垣江ポンプ場	小垣江町亥新田13-1番地	刈谷市	前川	32.20	1号主ポンプ (φ500)	0.38	-2.30	-3.15	平成6年度
					2号主ポンプ (φ700)	1.07	-1.30	-3.60	
					3号主ポンプ (φ1200)	3.33	-0.08	-2.80	

第5節 水防作業

1 水防工法

水防工法は、発生した事態に適応する工法を正確に判断し、その選定を誤らなければ1種類の工法を施行するだけで成果を上げることが多いが、時には数種の工法を組み合わせることで初めてその目的を達成することがあるから、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代わるべき工法を次々に行う必要がある。

堤防の組成材料、流速、堤防斜面（法面）、護岸の状態、使用材料がその付近で得やすいか否か等を考慮して工法を選定する。

堤防等の異常状態に対応する工法はおおむね次項からの表のとおりである。

原因	工 法	施 工 箇 所	効 果	工 法 の 概 要
深掘れ (洗掘)	木流し工	水の流れが急となっている箇所。 流水が激しく堤防をたたき、深掘れ(洗掘)し始めている箇所。	流水を緩やかにし、川側(川表)が崩れるのを防ぐ。川側(川表)の淀欠けを防ぐ(緩流部)。	樹木に重り土のうをつけて流し局部を被覆する。
	表シート張り工	川側(川表)が崩れだした箇所。 透水し始めた堤防。	川側(川表)の崩壊を防ぐ。吸い込み口をふさぎ透水を防ぐ。	川側(川表)の漏水面に防水シート等を張る。
	立てかご工	急流部の川側堤防斜面(川表法面)、根固めが、深掘れ(洗掘)、決壊のおそれがある箇所。	過去に深掘れ(洗掘)等した箇所の、災害の再発を防ぐ。	川側堤防斜面(表法面)に蛇かごを立てて被覆する。
亀裂	折り返し工	堤防の上端(天端)に亀裂が生じた箇所。(粘土質堤防)	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	上端(天端)の亀裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する。
	打ち継ぎ工	堤防の上端(天端)に亀裂が生じた箇所。(砂質堤防)	亀裂の拡大を防ぐ。	上端(天端)の亀裂をはさんで両肩付近に杭を打ち、鉄線で結束する。
	五徳縫い工	堤防の居住側斜面(裏法)、または裏小段に亀裂が生じた箇所。	竹の弾力性を利用して、亀裂の拡大を防ぐ。	居住側斜面(裏法面)の亀裂を竹で縫い崩落を防ぐ。
	かご止め工	堤防の居住側斜面(裏法)、または裏小段に亀裂や崩れが起こりそうな箇所。	堤防の居住側斜面(裏法面)や裏小段の亀裂や崩壊を防ぐ。	居住側斜面(裏法面)に菱形形状に杭を打ち、竹又は鉄線で縫う。
	つなぎ縫い工(竹)	堤防の上端(天端)や居住側斜面(裏法面)に亀裂が生じている箇所。	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	亀裂部分をはさんで杭を打ち、竹で結束する。
漏水	釜段工	堤防裏小段や堤防近くの平場。	漏水の噴出口を中心に土のうを積んで水を貯え、その水圧により噴出を抑える。	裏小段、居住側斜面(裏法)先平地に円形に積み土のうにする。
	月の輪工	堤防の居住側斜面(裏法面)に漏水した水が噴出している箇所。	土のうを積んで河川水位と漏水口との水位差を縮めて水圧を弱め、漏水口の拡大を防ぐ。	居住側斜面(裏法)に半円形に土のうを積む。
越水 (堤防からの水のあふれ)	積み土のう工	堤防が沈下した箇所。 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所。	水があふれること(越水)を防ぐ。	堤防上端(天端)に土のうを数段積み上げる。
	改良積み土のう工	堤防が沈下した箇所。 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所。	水があふれること(越水)を防ぐ。	堤防上端(天端)に杭を打ってシートを張り、土のうを数段積み上げる。
	せき板工	堤防が沈下した箇所。 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所。	水があふれること(越水)を防ぐ。	堤防上端(天端)に杭を打ち、板を杭に釘付けし、背後に土砂又は土のうを積み
	水マット工	堤防が沈下した箇所。 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所。	水があふれること(越水)を防ぐ。	ビニロン帆布製水のうを上端(天端)に置き、ポンプで水を注入する。

原因	工 法	施 工 箇 所	効 果	工 法 の 概 要
越水（堤防からの水）	蛇かご積み工	堤防が沈下した箇所。増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所。	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に土のうの代わりに蛇かごを置く。
	裏シート張り工	水があふれる（越水）又はそのおそれがある箇所の居住側堤防斜面（裏法面）	水があふれること（越水）による居住側堤防斜面（裏法面）の崩壊を防ぐ。	堤防居住側斜面（裏法面）を防水シートで被覆する。
決壊防止	築き廻し工	堤防の川側斜面（表法面）の深掘れ（洗掘）が進んでいる箇所。堤防上端（天端）まで崩壊し、幅員不足になりつつある箇所。	堤防断面の厚みをつけ、破堤するのを防ぐ。	居住側斜面（裏法面）に土のうを積む。
	杭打ち積み土のう工	堤防の居住側斜面（裏法面）が崩れた、又は崩れそうな箇所。	居住側斜面（裏法面）の崩壊を防ぐ。	堤防斜面（法）崩れの下部に杭を打ち、土のうを積む。
	土のう羽口工	堤防の居住側斜面（裏法面）が崩れた箇所。	居住側斜面（裏法面）の崩れた箇所を補強し、堤防の崩れの拡大を防ぐ。	崩壊箇所に土のうを積み、竹で刺し貫いて、地上に突き出た竹を縫って固定する。
	わく入れ工	流れが急流となっている箇所。堤脚の深掘れ（洗掘）が見られる箇所。	急流河川の流れをゆるやかにする。堤脚深掘れ（洗掘）の拡大を防ぐ。	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などを投入する。

2 水防活動中の心得

- (1) 命令なくして部所を離れたり勝手な行動をとらないこと。
- (2) 作業中は私語を慎み、終始敢闘精神をもってこれにあたること。
- (3) 夜間など特に言動に注意し、みだりに「堤防から水があふれた（越水）」とか「堤防の決壊（破堤）」等の想像による言動をしないこと。
- (4) 命令及び情報の伝達は、とくに迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに消防団員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心がけること。
- (5) 滞水時間にもよるが、堤防に異常の起こる時期は、だいたい最大水位の前後である。しかし、堤防斜面（法）崩れ、陥没等は、減水時に生ずる場合が多く、最大水位から4分の3程度に減水したときが最も危険である。したがって、洪水が最盛期を過ぎても、洪水が完全に流下するまでは警戒を解いてはならない。

第6節 避難

市地域防災計画に定めるところによる。

第7節 水防信号及び水防標識

水防信号及び標識は、「水防信号及び標識に関する規則（昭和31年愛知県規則第34号）」に定められているとおりである。

1 水防信号

- (1) 出動信号 消防団に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。
- (2) 避難信号 必要と認める区域内の住居者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

種別	余いん防止サイレン信号
出動	約5秒 約6秒
避難	約3秒 約2秒

備考 信号継続時間は適宜とする。

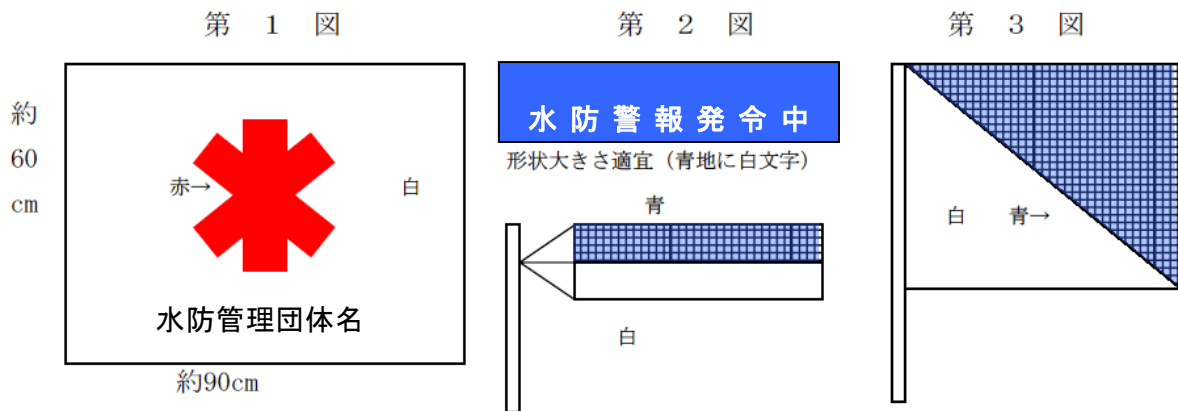
2 水防標識

(1) 緊急自動車優先通行標識

水防のため出動する水防用緊急自動車（道路交通法の規定に基づき公安委員会の指定を受けたもの）は優先通行を確保するため、第1図の標識を用いるものとする。

(2) 水防警報発令標識

- ア 水防警報発令の標識は、第2図、第3図の標識を用いるものとする。
- イ この標識は公衆の見やすい箇所に掲げるものとする。



第8節 決壊等の通報並びに決壊後の処理

1 決壊等の通知（法第25条）

(1) 決壊等の意味

決壊とは堤防の全部又は一部の損壊を意味する用語で、浸食や堤防斜面（法）崩れも決壊に含まれる。また、報告する際には、単に堤防決壊という表現では、堤防の全部が決壊（破堤）し、氾濫している状態と混同するおそれもあるので、具体的に以下の言葉を使用すること。

ア 堤防の決壊（破堤）	堤防が完全に切れ、水が居住側（堤内）にあふれ出たもの
イ 堤防斜面（法）崩れ	堤防の斜面（法面）が崩壊し、応急復旧が必要なもの
ウ 越水（水のあふれ）	堤防等は決壊（破堤）していないが、水が堤防を乗り越えて居住側（堤内）へ氾濫しているもの

エ 漏水	堤体又は地盤に水が浸透し、水の通過する部分、いわば水みちができて居住側堤防斜面（川裏）に流れ出すもの
オ 亀裂	通常、亀裂は堤防の上端（天端）又は堤防斜面（法面）において、堤防に平行して生じる。上端（天端）に生じた亀裂は、大規模な堤防斜面（法）崩れの原因となる。

（２）速報

ア 速報の意義と留意点

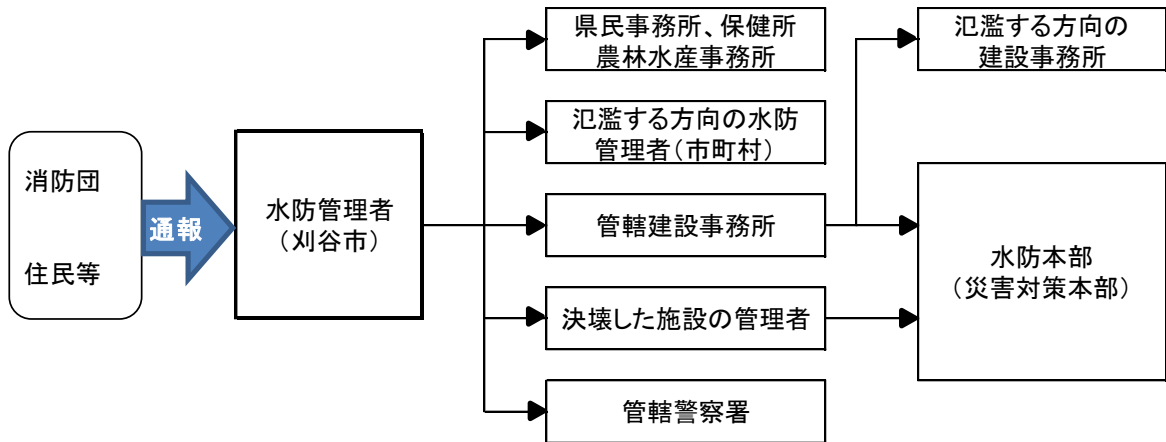
初動時において災害対策上は、「正確かつ詳細な情報」ではなく、「断片的でも迅速な情報」が重要であり、「いつ、どこで、なにがあったか」が基本となる。速報における留意点は以下のとおりである。

- （ア）速報は冷静に伝達し、不確実な情報には、「…もよう」「…の情報あり」とすること。
- （イ）現場からの情報を入手した場合、その時刻を必ず明記し併せて伝達しておくこと。
- （ウ）互いに名乗り合うこと。

イ 速報の伝達経路

市長、消防団長又は消防機関の長は、堤防その他の施設が決壊して氾濫又は、氾濫のおそれがあるときは、直ちに知立建設事務所、決壊した施設の管理者、氾濫する方向の水防管理者（市町村）及び所轄の警察署、関係県機関（県民事務所、保健所、農林水産事務所等）へ通報しなければならない。

なお、通報の連絡系統は下図のとおりである。



ウ 隣接する水防管理者（市町村）間の連絡体制の確立

市長は、決壊（破堤）情報等を隣接する市町村に通報するにあたり、平時からその通報体制について互いに確認しあい、密接な連携を図ること。

２ 決壊後の処置（法第 19 条、法第 26 条）

（１）市長、消防団長及び消防機関の長は、次の事項に留意して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

- ア 適切な水防工法の実施
- イ 避難指示等
- ウ 関係機関への通報

エ 自衛隊の派遣要請を知事に要請

- (2) 消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はその損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

3 決壊等による被害状況の報告

市長、消防団長及び消防機関の長が、決壊や水のおふれ（越水）に起因する氾濫による被害を認知したときは、次のとおりすみやかに報告するものとする。

(1) 人的・住家被害

市長は、被害状況を取りまとめ、原則的に愛知県防災情報システムに入力し県に報告する。災害対策本部が設置された後は市地域防災計画による。

(2) 公共土木施設被害

市長は、被害状況を取りまとめ、知立建設事務所、港務所又は農林水産事務所（以下「建設事務所等」という。）に対し報告する。なお、災害対策本部が設置された後は、市地域防災計画による。

第9節 水防解除

市長は、消防団等に水防の解除を命じたときは、これを一般に周知するとともに、知立建設事務所へ通知するものとする。

第10節 費用負担と公用負担

1 費用負担

本市の水防に要する費用は、本市が負担するものとする。（法第41条）

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した刈谷市との間の協議によって決める。

また、本市の水防によって、本市以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要した費用の一部は当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。ただし、その費用の額及び負担の方法は、両者の協議によって決め、協議が成立しないときは、知事にあつせんを申請することができる。その場合、他の県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、知事は当該他の県の知事と協議する。（法第42条）

2 公用負担

(1) 公用負担権限

水防のため必要があるときは、市長、消防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。また、水防管理者等から委任を受けた者は、次のアからエ（イにおける収用を除く）の権限を行使することができる。（法第28条第1項）

ア 必要な土地の一時使用

イ 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用

ウ 車両、その他の運搬用機器の使用

エ 排水用機器の使用

オ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使する者は、市長、消防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要な場合にはこれを提示しなければならない。

公用負担権限証明書	
刈谷市消防団〇〇 〇 〇 〇 〇	
上記の者に	の区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明します。
令和 年 月 日	刈谷市長 〇 〇 〇 〇 ⑩

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を 2 通作成してその 1 通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

(第 号)		公 用 負 担 証	
目的別 負担内容	種類 使用	収用	処分等
令和 年 月 日			
		刈谷市長	〇 〇 〇 〇 ⑩
		事務取扱者	〇 〇 〇 〇 ⑩
		〇 〇 〇 〇 殿	

3 損失補償

公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、市は時価によりその損失を補償する。
(法第 28 条第 2 項)

第 11 節 水防報告

市長は、水防が終結したときは 3 日以内に次の事項を取りまとめて、様式 1、様式 2 により知立建設事務所に報告する。(法第 47 条)

- 1 水防本部設置及び水防解除の日付及び時刻
- 2 消防機関に属する者の出動時期及び出動人員
- 3 巡視警戒、水防工法等水防作業の状況
- 4 堤防、水こう門等の異常の有無及びそれに対する処置とその効果
- 5 使用資器材の種類・数量
- 6 法第 28 条による公用負担の内容
- 7 応援の状況
- 8 避難指示及び立ち退きの指示の発令日時、発令区域
- 9 水防関係者の死傷
- 10 水防功労者及び功績
- 11 水防管理者の所見
- 12 その他必要事項

水 防 報 告 書 (水防管理団体)

報告者 番号 内線

水防管理団体名	令和 年 月 日報告						
増水（出水）の概要	級	川水系	川始め	河川	地内		
	最高時間雨量	mm	月 日	時	時		
	総雨量	mm	月 日	時	月 日	時	
水 防 活 動	実施日時	月 日 時頃 ~			月 日 時頃		
	実施箇所	No.	河川名	左右岸	位置	人員	実施工法
		1			m	名	
		2					
		3					
延出動人員	水防団	名	自衛隊	名	居住者	名	
	消防団	名	()	名	計	名	
水防作業の概要及び水防工法							
水 防 の 結 果	種別	人	家屋	田畑	堤防	その他	
	水防の効果	名	棟	ha	m		
	被害						
使用資器材	種類	数量	単価	金額（円）			
特記事項							

備 考

「増水（出水）の概要」「実施箇所」・・・複数ある場合は別紙に記載すること。

「特記事項」・・・①水防功労者の氏名、年齢、所属、功績概要、②決壊（破堤）又は水があふれた（越水）箇所を記入すること。紙面が足りない場合は別紙とすること。

令和〇〇年台風第〇号における水防活動
 (愛知県〇〇市消防団・令和〇〇年〇月〇日～〇日)

○概要

〇〇市消防団は、令和〇年〇月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、述べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への積み土のうや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約12時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害



水防活動実施箇所
地図

第 1 1 章 他の水防機関等との協力応援

第 1 1 章 他の水防機関等との協力応援

第 1 節 洪水予報連絡会

県、中部地方整備局、名古屋地方気象台、関係隣接県、関係市町村及び関係諸団体で結成された矢作川洪水予報連絡会を通じ、中部地方整備局管内河川事務所と名古屋地方気象台が共同して発表する矢作川洪水予報に必要な雨量、水位、流量の観測及び通報に協力し、各市町村の水害の軽減に努めるものとする。

境川・逢妻川については、洪水予報連絡会に準じて担当者会議を設置している。

第 2 節 大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）

国や県は、名古屋地方気象台、関係市町村、関係諸団体とともに、法第 1 5 条の 1 0 に基づく大規模氾濫減災協議会として、水防災協議会を設立し、洪水予報河川又は水位周知河川における氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各機関が計画的・一体的に取り組んでいくこととしている。

市は、国の矢作川水防災協議会や県の矢作川圏域水防災協議会と連携を図るとともに、水災害に備え、他の市町村などとの連携を強め、水害の軽減に努めるものとする。

矢作川水防災協議会

協議会の名称	事務局	構成員
矢作川水防災協議会	中部地方整備局： 豊橋河川事務所	県：建設局（河川課、圏域内建設事務所）、防災安全局 市町村：9 市町（岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町） 陸上自衛隊：豊川駐屯地 気象台：名古屋地方気象台 中部地方整備局：豊橋河川事務所、矢作ダム管理所

矢作川圏域水防災協議会

協議会の名称	事務局	構成員
矢作川圏域水防災協議会	県：建設局	県：建設局（河川課、圏域内建設事務所）、防災安全局 市町村：1 4 市町（岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、大府市、知立市、高浜市、豊明市、みよし市、東郷町、東浦町、幸田町） 気象台：名古屋地方気象台 中部地方整備局(オブザーバー)：豊橋河川事務所

第 3 節 応援及び応援等の相互協定

1 居住者の義務等

消防機関に属する者は水防活動上緊急の必要がある場合は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立入りを禁止し、制限し若しくは退去を命ずることができる。（法第 2 1 条第 1 項）

市長、消防団長等は水防上やむを得ない必要があるときはその区域内の居住者又は水防現場にいるものを水防に従事させることができる。（法第 2 4 条）

洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、市長は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くことを指示することができる。（法第 2 9 条）

2 警察官の応援

市長は、水防のため必要があると認めるときは、刈谷警察署長に対して警察官の出動を求めらるものとする。（法第22条）

3 他の水防管理団体の応援

市長は、緊急の場合必要に応じ他の水防管理者、市町村長、消防長に対して応援を求めらるることができる。（法第23条第1項）

なお、広域的な応援要請を行う必要が生じた場合において、市長が、「愛知県内広域消防相互応援協定」の定めるところにより応援要請を行う。

応援のため派遣された者は、所要の器具、資材を携行し応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

4 自衛隊の応援

市長は、水害に際して必要な応急対策を実施するため、自衛隊の派遣要請の必要があると認めるときは、知事に派遣要請をするものとする。

(1) 災害派遣要請者

知事

(2) 災害派遣要請手続

知事は、災害派遣要請の必要があると認めるとき、又は、市長から災害派遣要請の依頼を受けてその必要を認めるときは、ただちに派遣要請の手続きをとるものとする。

（自衛隊法第83条第1項、災害対策基本法第68条の2第1項）

(3) 災害派遣部隊の受け入れ

市長は、次の事項に留意し、自衛隊の応援活動が充分達成されるよう努めるものとする。

ア 宿泊施設及び車両等の保管場所を準備すること。

イ 派遣部隊との連絡員の決定をすること。

ウ 応援を求める内容、所要人員及び資器材等の確保について計画を立て、部隊到着後すみやかに作業ができる準備をすること。

エ 派遣部隊を目的地へ誘導するとともに部隊の指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合、重複することなく効果的な作業分担ができるよう配慮すること。

(4) 自衛隊の派遣について

この計画に定めるもののほかは、市地域防災計画に定めるところによる。

5 相互応援協定

市は、水防のため必要がある場合は、（隣接水防管理団体等との）以下の協定に基づき、協定市町と相互に応援協力する。

(1) 衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定

(2) 西三河地区消防相互応援協定

(3) 西三河災害時相互応援協定

第4節 河川管理者の協力事項

1 県と市との確認事項

愛知県知事（以下「河川管理者」という。）と水防管理団体の長である刈谷市長（以下「市長」という。）は、水防管理団体が行う水防のための活動に必要な河川管理者の協力事項について、次のとおり確認する。

（河川管理者の協力事項）

第1条 河川管理者は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 一 河川に関する情報の提供
- 二 水防管理者が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 三 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際し、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- 四 水害に関する地域住民への啓発

（河川に関する情報の提供）

第2条 前条第一号に関し、河川管理者は、水防管理団体への情報伝達の方法を定めるものとする。

（適用）

第3条 この確認は、河川管理者が同意した日から適用する。また、内容に疑義が生じた場合、又は社会情勢の変化等により変更する必要が生じた場合には、河川管理者と市長は再協議のうえ、適宜変更するものとする。

- 2 市長は、この確認の内容を水防計画に記載するものとする。前号の変更があった場合には、その変更内容を水防計画に反映させるものとする。

（平成26年6月6日付け26河第88号にて、知事と協力事項の確認をしている。）

2 県から市への情報伝達の方法について

<市が行う県管理河川の水防のための活動に資する河川に関する情報提供の方法>

【1. 水位情報の提供方法】

河川情報システム

(官公庁向けのシステムのため、URL省略)

【2. 河川状況の映像情報、雨量・水位・潮位情報の提供方法】

愛知県 川の防災情報

<http://www.kasen-aichi.jp/>

【3. 氾濫発生の際の浸水想定情報の提供方法】

愛知県 浸水想定区域図

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/shinsuisoutei.html>

【4. その他】

愛知県 みずから守る防災情報メールサービス (空メール送信により登録)

ml-ent@mail.kasen-aichi.jp

(平成26年6月6日付け26河第88号での、知事からの回答)

第5節 河川管理者からの情報提供 (ホットライン)

洪水、高潮の際に、浸水が想定される区域を有する市町村長が行う避難指示等の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者としての建設事務所長が氾濫のおそれがあるときなどに、自ら市町村長本人へ直接情報を伝える仕組みを構築し、「ホットライン」運用要綱を定め、運用する。

第 1 2 章 排水機の運転調整

第12章 排水機の運転調整

第1節 排水機の運転調整の意義

現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われ、河川から水があふれる（越水）及び決壊（破堤）などのおそれがあるときは、外水氾濫による甚大な浸水被害を回避するため、河川に強制排水するために設置された排水機の運転を一時的に調整する必要がある。統一的な排水調整を図る必要がある河川については排水機の運転調整を円滑に実施するための要綱等が定められている。

第2節 境川流域排水調整要綱

1 境川流域における排水機の運転調整に係る要綱

（1）境川流域排水調整要綱

（排水調整の目的）

第一条 二級河川境川流域及び猿渡川流域において、流域の排水のために設置された排水機の排水調整は、現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われた際、外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減することを目的として実施するものである。

（用語の定義）

第二条 この要綱で用いる用語は、以下のように定義する。

- 一 排水機 流域内の降雨に対し一定の計画規模内で浸水被害の解消を目的に設置された排水機をいう。排水機には、河川管理者が管理する河川排水機及び河川管理者以外の者が管理する内水排水機が存する。
- 二 排水調整 現在の河川の整備水準を上回る洪水時に排水機の運転を調整し、河川への排水を停止することをいう。
- 三 河川の整備水準 洪水を安全に流下させる河川の疎通能力をいう。
- 四 外水氾濫 河川からの越水又は破堤などにより、河川を流下する洪水が沿川の流域に流出して浸水することをいう。
- 五 停止水位 河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整を行う水位をいう。
再開水位 排水調整を行ったのち、河川水位が当該の水位を下回った場合に、排水調整を解除し、排水機の排水を再開する水位をいう。

（排水調整の法的根拠並びに発令を行う者）

第三条 排水調整は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第一条及び第二条の規定に基づく河川管理及び排水機の管理者が排水機の操作の一環として実施する。

- 2 河川からの越水及び破堤が生じた場合の排水調整は河川管理者が発令する。

（対象流域）

第四条 この要綱に基づき、排水調整を行う流域は、二級河川境川水系境川流域及び二級河川猿渡川水系猿渡川流域とする。

(対象排水機)

第五条 排水調整を行う排水機は、二級河川に排水を行う別表 1 に示す排水機とする。

(排水調整の実施)

第六条 各排水機地点の水位が別表 1 に示す停止水位に到達したとき、排水機管理者は、排水調整を実施するものとする。

- 2 河川からの越水又は破堤が発生したとき、越水又は破堤した地点から基本として上流の排水機の排水調整を実施するものとする。なお、対象となる排水機管理者に対しては、河川管理者が排水調整を発令するものとする。

(排水調整の解除)

第七条 前条第 1 項により排水調整を実施した場合は、各地点の水位が別表 1 に示す再開水位を下回ったとき、排水を再開できるものとする。

- 2 前条第 2 項により排水調整を実施した場合は、越水又は破堤した箇所の応急復旧が完了したとき、若しくは河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれがなくなったときに、河川管理者から排水機管理者に再開が可能となった旨を通知するものとする。

(情報伝達及び報告)

第八条 排水機の運転調整にかかる連絡体制は別紙 1 のとおりとする。

- 2 排水調整を実施した場合は、排水調整及び再開について、排水機の管理者は別紙 1 のとおり速やかに河川管理者に報告するものとする。

(通知及び発令等の内容)

第九条 排水機の排水調整の発令等の内容は、別表 2 のとおりとする。

(操作規則)

第十条 第十一条の規定に基づき、各排水機管理者は、運転調整の内容を明記した操作規則を制定後、河川法第二十六条第一項の許可を受けるものとする。

(経過措置)

第十一条 この要綱は、境川流域、猿渡川流域に排水することを目的として設置する排水機に定められる操作規則に規定するものとする。ただし、既設の排水機にあっては、操作規則に定めるまでの間の操作にも適用するものとする。

(準用河川及び普通河川について)

第十二条 準用河川及び普通河川については、それぞれの管理者が、この要綱に準じて措置を講ずるものとする。

(雑則)

第十三条 この要綱に定めるもののほか、排水機の排水調整に必要な事項は境川・猿渡川流域水害対策協議会において定めるものとする。

- 2 この要綱に定める内容に疑義が生じた場合、または河川改修の進捗、気象状況及び排水

調整の実態等の変化によりこの要綱を変更する必要がある場合には、境川・猿渡川流域水害対策協議会に諮り適宜変更するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月25日から施行する。

別表 1

排水先河川名			排水機場名	管理者	設置年	排水機場位置		現況 排水量 (m³/s)	ポンプ操作に係る水位			
本川	一次 支川	二次 支川				排水先 河川	距離標 (km)		排水調整 ポンプ 停止水位 (TP.m)	排水調整 ポンプ 再開水位 (TP.m)		
境川			境-01	村木江川排水機場	東浦町	農業振興課	H元	境川	2.000	4.000	2.76	2.56
			境-02	五ヶ村川第二排水機場	大府市	水緑公園課	H20	境川	3.900	3.700	3.65	3.45
			境-03	横根川排水機場	大府市	水緑公園課	S61	境川	4.000	8.700	3.65	3.45
			境-04	五ヶ村川第三排水機場	大府市	水緑公園課	S48	境川	6.800	7.000	5.27	5.07
			境-05	今川排水機場	刈谷市	雨水対策課	S54	境川	7.400	10.600	5.73	5.53
			境-06	発杭川排水機場	愛知県	知立建設事務所	H16	境川	8.300	15.300	6.59	6.39
			境-07	阿野排水機場	豊明市	土木課	H14	境川	8.800	3.300	5.82	5.62
			境-08	大久伝排水機場	豊明市	土木課	S49	境川	11.400	9.160	11.38	11.18
			境-09	井ヶ谷排水機場	刈谷市	雨水対策課	S58	境川	12.200	2.000	13.52	13.32
			境-11	福田第二雨水ポンプ場	みよし市	下水道課	H29	境川	14.902	2.070	19.62	19.42
			石ヶ瀬川			石-01	森岡ポンプ場	東浦町	上下水道課	H22	石ヶ瀬川	0.708
石-02	島田排水機場	大府市				水緑公園課	H13	石ヶ瀬川	1.800	0.340	5.17	4.97
石-03	深田ポンプ場	大府市				水道工務課	H12	石ヶ瀬川	2.312	0.770	6.12	5.92
鞍流瀬川			鞍-01	江端ポンプ場	大府市	水道工務課	S63	鞍流瀬川	0.120	6.150	5.38	5.18
			鞍-02	伊勢木ポンプ場	大府市	水道工務課	H16	鞍流瀬川	1.430	4.010	7.43	7.23
正戸川			正-01	大脇排水機場	豊明市	土木課	H13	正戸川	0.200	3.150	5.30	5.10
境川	逢妻川		逢-01	中市流作新田排水機場	刈谷市	雨水対策課	R2	逢妻川	0.300	2.600	3.65	3.45
			逢-02	市原ポンプ場	刈谷市	雨水対策課	S57	逢妻川	1.900	3.083	3.65	3.45
			逢-03	亀城ポンプ場	刈谷市	雨水対策課	S54	逢妻川	2.300	3.083	3.65	3.45
			逢-04	熊排水機場	刈谷市	雨水対策課	S53	逢妻川	3.000	0.267	3.65	3.45
			逢-05	弁天排水機場	刈谷市	雨水対策課	S53	逢妻川	3.300	2.420	3.65	3.45
			逢-06	弁天第二排水機場	刈谷市	雨水対策課	H16	逢妻川	3.400	8.130	3.65	3.45
			逢-07	高津波排水機場(移設建替)	刈谷市	雨水対策課	H18	逢妻川	3.400	0.230	3.65	3.45
			逢-08	小山排水機場(一部建替)	刈谷市	雨水対策課	S45	逢妻川	4.900	1.740	3.80	3.60
			逢-09	九郎兵衛排水機場	刈谷市	雨水対策課	S57	逢妻川	5.500	0.320	3.80	3.60
			逢-10	泉田排水機場(移設建替)	刈谷市	雨水対策課	H16	逢妻川	5.950	2.950	4.20	4.00
			逢-11	馬瀬口排水機場	刈谷市	雨水対策課	S55	逢妻川	7.650	0.620	4.82	4.62
			逢-12	新馬瀬口排水機場	刈谷市	雨水対策課	H18	逢妻川	7.650	3.700	4.82	4.62
			逢-13	水干川排水機場	愛知県	知立建設事務所	S57	逢妻川	8.500	7.500	5.17	4.97
			逢-14	流れ川第1排水機場	愛知県	知立建設事務所	S57	逢妻川	8.440	3.000	5.17	4.97
			逢-15	流れ川第2排水機場	愛知県	知立建設事務所	H9	逢妻川	8.750	6.000	5.31	5.11
			逢-16	落合ポンプ場	知立市	下水道課	S56	逢妻川	9.720	3.633	5.73	5.53
			逢-17	丸坪排水ポンプ	知立市	土木課	H4	逢妻川	10.320	0.092	5.98	5.78
	逢妻女川		女-01	不毛排水機場	豊田市	農地整備課	S42	逢妻女川	0.600	0.120	6.61	6.41
境川	五ヶ村川		五-01	成実新田排水機場	東浦町	農業振興課	H11	五ヶ村川	0.200	5.300	2.13	1.93
			五-02	緒川第二排水機場	東浦町	農業振興課	S50	五ヶ村川	0.900	1.840	2.23	2.03
			五-03	緒川ポンプ場	東浦町	上下水道課	H16	五ヶ村川	0.950	5.100	3.65	3.45
			五-04	辰新田排水機場	東浦町	農業振興課	S61	五ヶ村川	1.000	0.500	2.25	2.05
			五-05	五ヶ村川第一排水機場	東浦町	農業振興課	H8	五ヶ村川	1.200	6.400	2.29	2.09
猿渡川			猿-01	前新田排水機場	刈谷市	雨水対策課	S58	猿渡川	0.300	2.600	3.65	3.45
			猿-03	北浦排水機場	刈谷市	雨水対策課	S55	猿渡川	0.800	1.560	3.65	3.45
			猿-04	神明排水機場	刈谷市	雨水対策課	H18	猿渡川	2.100	1.800	3.65	3.45
			猿-05	五新田排水機場	刈谷市	雨水対策課	H14	猿渡川	2.500	1.100	3.65	3.45
			猿-06	高須排水機場	刈谷市	雨水対策課	H7	猿渡川	2.700	1.100	3.65	3.45
			猿-07	三ツ又排水機場	刈谷市	雨水対策課	H20	猿渡川	3.600	1.200	3.65	3.45
			猿-08	重原排水機場	刈谷市	雨水対策課	S55	猿渡川	4.000	0.120	3.65	3.45
			下り松川			下-01	天王排水機場	刈谷市	雨水対策課	S53	下り松川	0.800
			下-02	高松排水機場	刈谷市	雨水対策課	S53	下り松川	2.300	1.040	2.92	2.72

別表 2 : (第六条、第七条、第八条、第九条関係) 伝達様式一覧

伝達内容	条項		排水調整 発令・通知	排水調整報告
停止	第六条	第 1 項	—	様式 3
		第 2 項	様式 1 - 1 ~ 8	
解除	第七条	第 1 項	—	様式 3
		第 2 項	様式 2 - 1 ~ 8	

様式 : ※本市の提出様式である様式 3 のみ記載する。

様式 3

令和 年 月 日

河川管理者愛知県知事 殿

排水機管理者 長

境川・猿渡川流域の排水機調整状況について(第 報)

令和 年 月 日 時 分現在の管内排水機の排水調整状況は下記のとおりです。

区分	番号	排水機場名	運転停止日時			運転再開日時			備考
境川・鞍流瀬川・川瀬川・正戸川		排水機場名	日	時	分停止	日	時	分再開	
		排水機場名	日	時	分停止	日	時	分再開	
		排水機場名	日	時	分停止	日	時	分再開	
		排水機場名	日	時	分停止	日	時	分再開	
		排水機場名	日	時	分停止	日	時	分再開	
		排水機場名	日	時	分停止	日	時	分再開	
		排水機場名	日	時	分停止	日	時	分再開	
		排水機場名	日	時	分停止	日	時	分再開	
		排水機場名	日	時	分停止	日	時	分再開	
		小計	排水機場	排水機場			排水機場		
逢妻川・逢妻女川		排水機場名	日	時	分停止	日	時	分再開	
		排水機場名	日	時	分停止	日	時	分再開	
		排水機場名	日	時	分停止	日	時	分再開	
		排水機場名	日	時	分停止	日	時	分再開	
		排水機場名	日	時	分停止	日	時	分再開	
		排水機場名	日	時	分停止	日	時	分再開	
		排水機場名	日	時	分停止	日	時	分再開	
	小計	排水機場	排水機場			排水機場			
猿渡下川 松川		排水機場名	日	時	分停止	日	時	分再開	
		排水機場名	日	時	分停止	日	時	分再開	
		排水機場名	日	時	分停止	日	時	分再開	
		排水機場名	日	時	分停止	日	時	分再開	
		小計	排水機場	排水機場			排水機場		
五ヶ村川		排水機場名	日	時	分停止	日	時	分再開	
		排水機場名	日	時	分停止	日	時	分再開	
		排水機場名	日	時	分停止	日	時	分再開	
		排水機場名	日	時	分停止	日	時	分再開	
		小計	排水機場	排水機場			排水機場		
合計		排水機場	排水機場			排水機場			

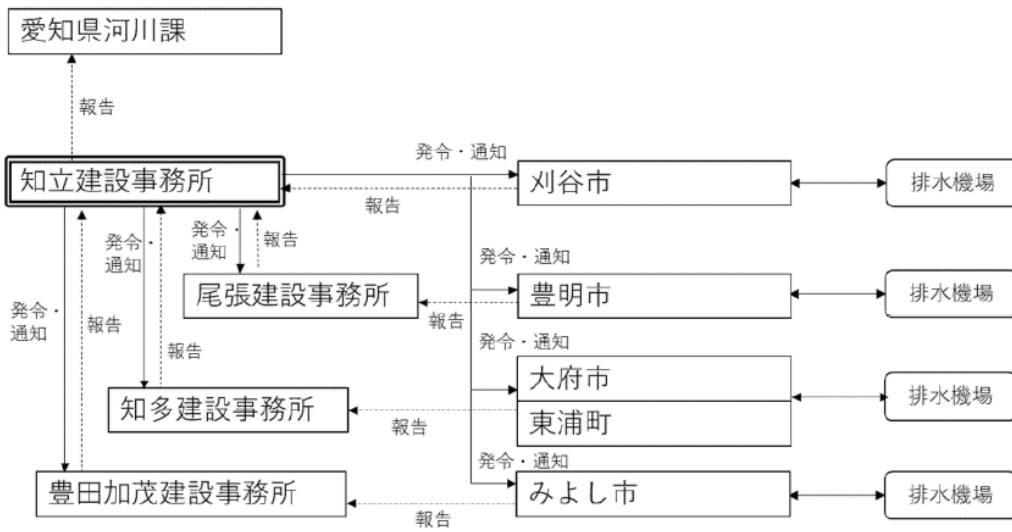
報告担当者 市役所(町役場) 課 氏名
連絡先 電話番号

- 注 1 本表番号欄、排水機場名は、境川排水調整要綱別表の記載と一致させること。
 2 報告担当者連絡先は現在確実に連絡できる電話番号を記載すること。
 3 再開報告にあたっては、停止報告時の報告書の運転再開日時欄に記入し、第二報等とすること。

別紙1 (抜粋)

○連絡体制：境川

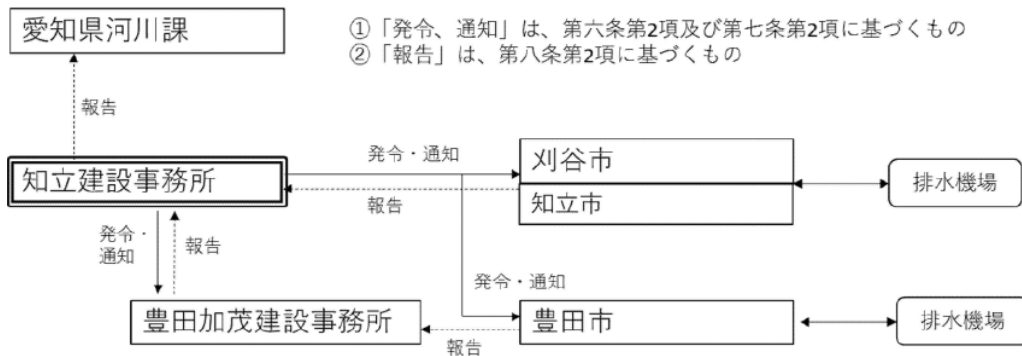
- ①「発令、通知」は、第六条第2項及び第七条第2項に基づくもの
- ②「報告」は、第八条第2項に基づくもの



※発令・通知：高度情報通信ネットワーク
報告：高度情報通信ネットワーク、NTTファックス

○連絡体制：逢妻川

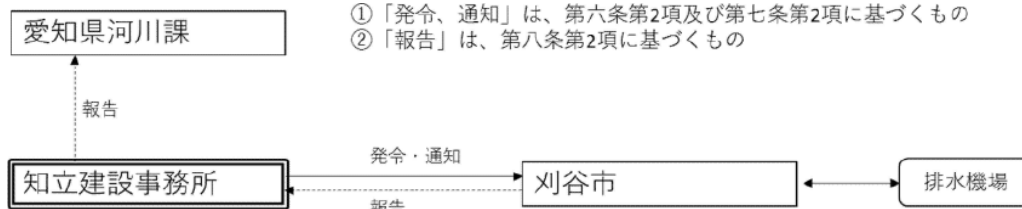
- ①「発令、通知」は、第六条第2項及び第七条第2項に基づくもの
- ②「報告」は、第八条第2項に基づくもの



※発令・通知：高度情報通信ネットワーク
報告：高度情報通信ネットワーク、NTTファックス

○連絡体制：猿渡川、下り松川

- ①「発令、通知」は、第六条第2項及び第七条第2項に基づくもの
- ②「報告」は、第八条第2項に基づくもの



※発令・通知：高度情報通信ネットワーク
報告：高度情報通信ネットワーク、NTTファックス

○境川流域排水調整 連絡体制 連絡先一覧表

境川 連絡先一覧

所属		電話番号	FAX 番号
愛知県	河川課	052-954-6555 8-600-2735	052-953-1457
	尾張建設事務所	052-961-4421 8-602-2727	052-961-7879
	知多建設事務所	0569-21-9075 8-615-426	0569-21-3232
	知立建設事務所	0566-82-6461 8-617-458	0566-82-3226
	豊田加茂建設事務所	0565-35-9319 8-618-428	0565-35-1648
刈谷市	雨水対策課	0566-62-1066	0566-23-2087
豊明市	土木課	0562-92-1116	0562-92-1141
大府市	水緑公園課	0562-45-6236	0562-47-3347
	水道工務課		
東浦町	農業振興課	0562-83-3111	0562-84-6421
	上下水道課	0562-83-3111	0562-84-6421
みよし市	道路河川課	0561-32-8020	0561-34-4429
	下水道課	0561-32-8022	0561-34-4429

逢妻川 連絡先一覧

所属		電話番号	FAX番号
愛知県	河川課	052-954-6555	052-953-1457
	知立建設事務所	0566-82-6461 8-617-458	0566-82-3226
	豊田加茂建設事務所	0565-35-9319 8-618-428	0565-35-1648
刈谷市	雨水対策課	0566-62-1066	0566-23-2087
知立市	土木課	0566-95-0163	0566-83-1141
	下水道課	0566-95-0159	0566-83-1141
豊田市	農地整備課	0565-34-6647	0565-33-8149

猿渡川、下り松川 連絡先一覧

所属		電話番号	FAX番号
愛知県	河川課	052-954-6555	052-953-1457
	知立建設事務所	0566-82-6461 8-617-458	0566-82-3226
刈谷市	雨水対策課	0566-62-1066	0566-23-2087

第 1 3 章 その他

第13章 その他

第1節 市の水防訓練

1 水防訓練実施要項

水防訓練は、次の項目について行い、非常時にとるべき行動を手順通り実践することにより実地に役立つものとする。また、住民の積極的な参加を得るよう努め、水防への関心を高める。

- (1) 観測（水位、潮位、雨量、風速）
- (2) 通報（電話、無線、インターネット、電子メール、携帯電話、口頭伝達）
- (3) 動員（消防団、居住者、ボランティア）
- (4) 輸送（資器材、人員）
- (5) 工法（水防工法）
- (6) 樋門等の操作
- (7) 避難（避難勧告等の放送・伝達、居住者の避難）

2 水防訓練の実施時期

市の水防訓練の実施時期は、4月から8月までの間（出水期前が望ましい）とし、必ず1回以上実施するものとする。

資料

区分对照图

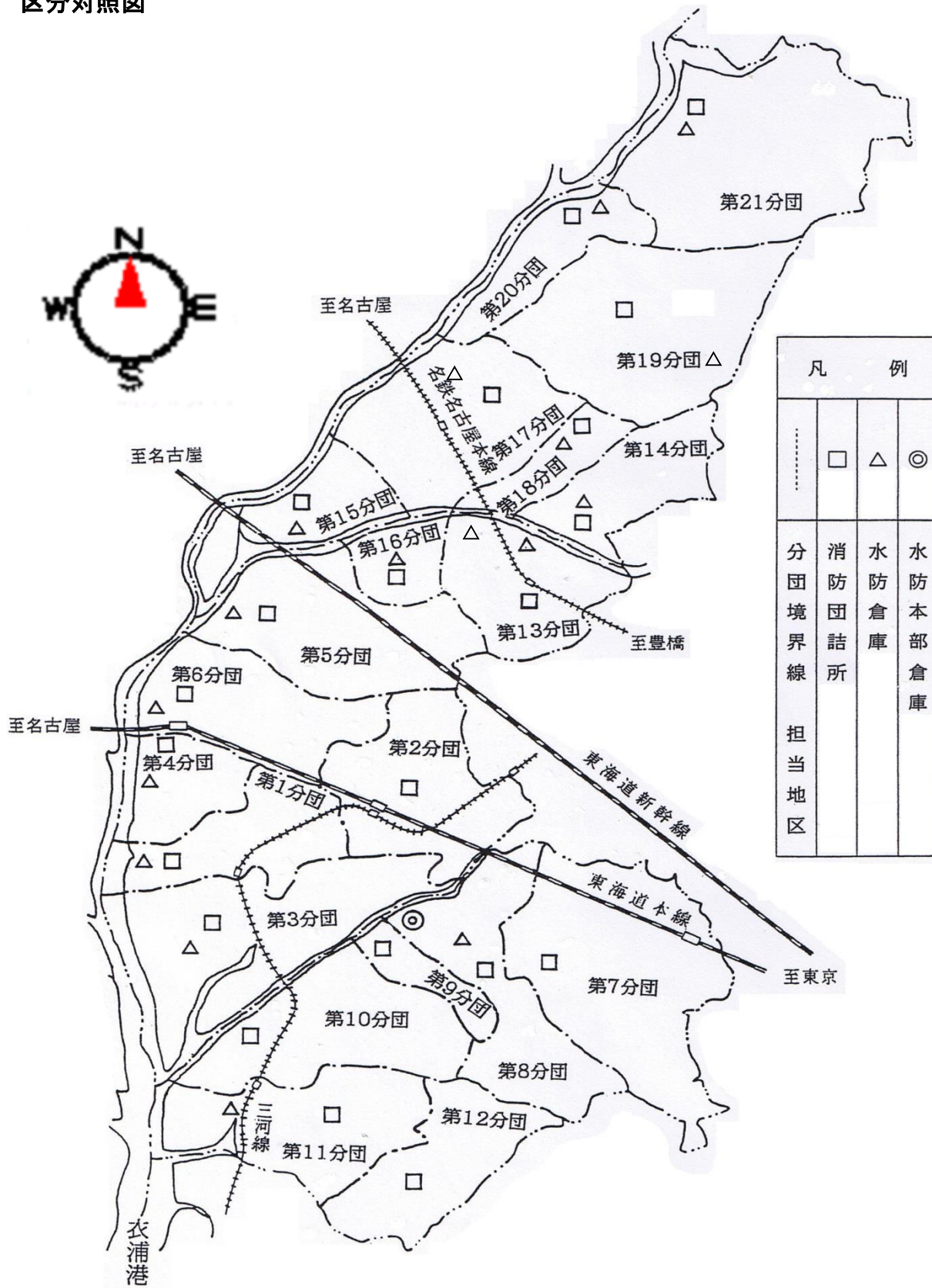


図1 河川の重要水防箇所 (P22, P23 参照)

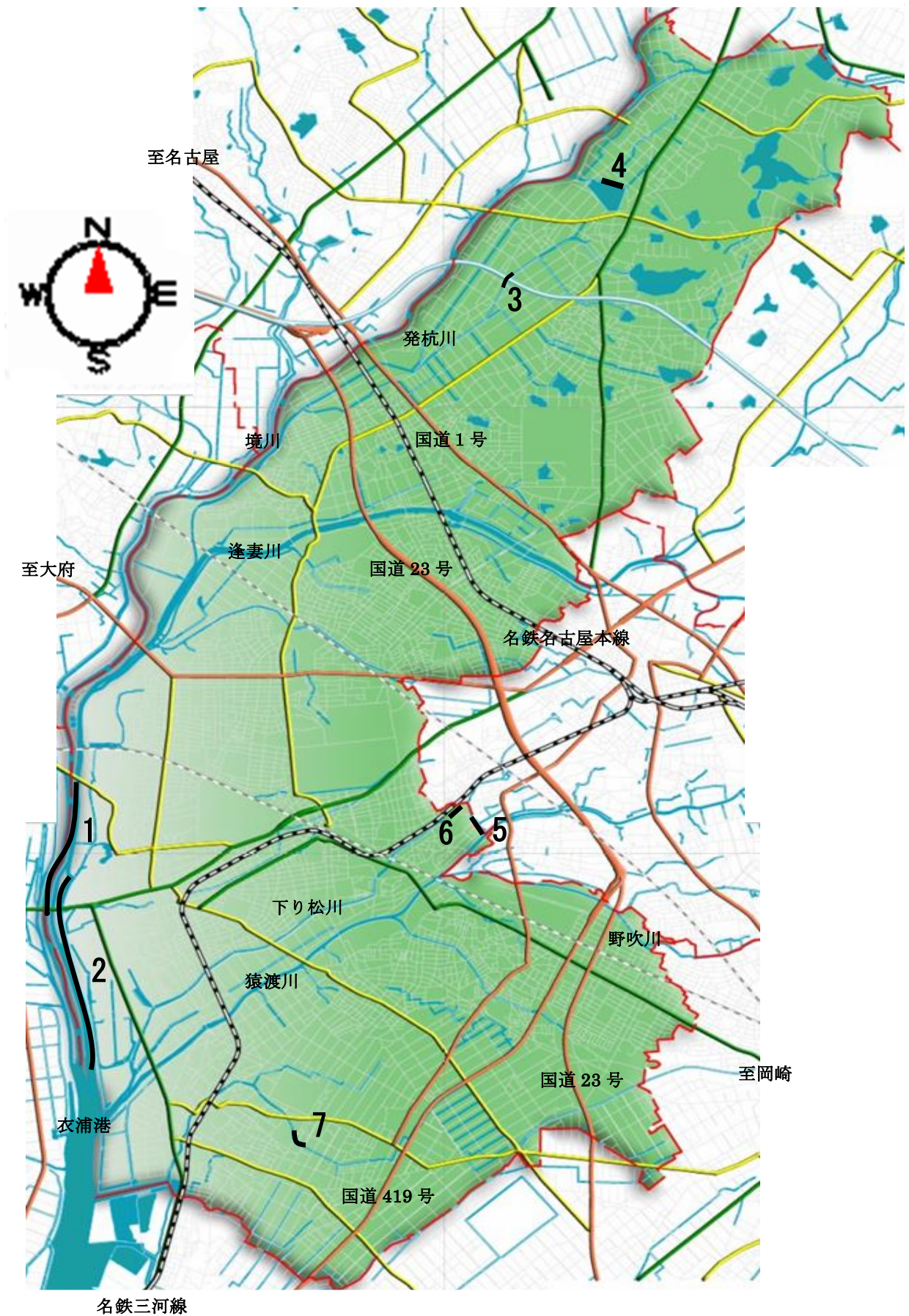


図2 防災重点農業用ため池 (P23 参照)



図3 重要工作物（水こう門・排水機等）（P24, P25 参照）

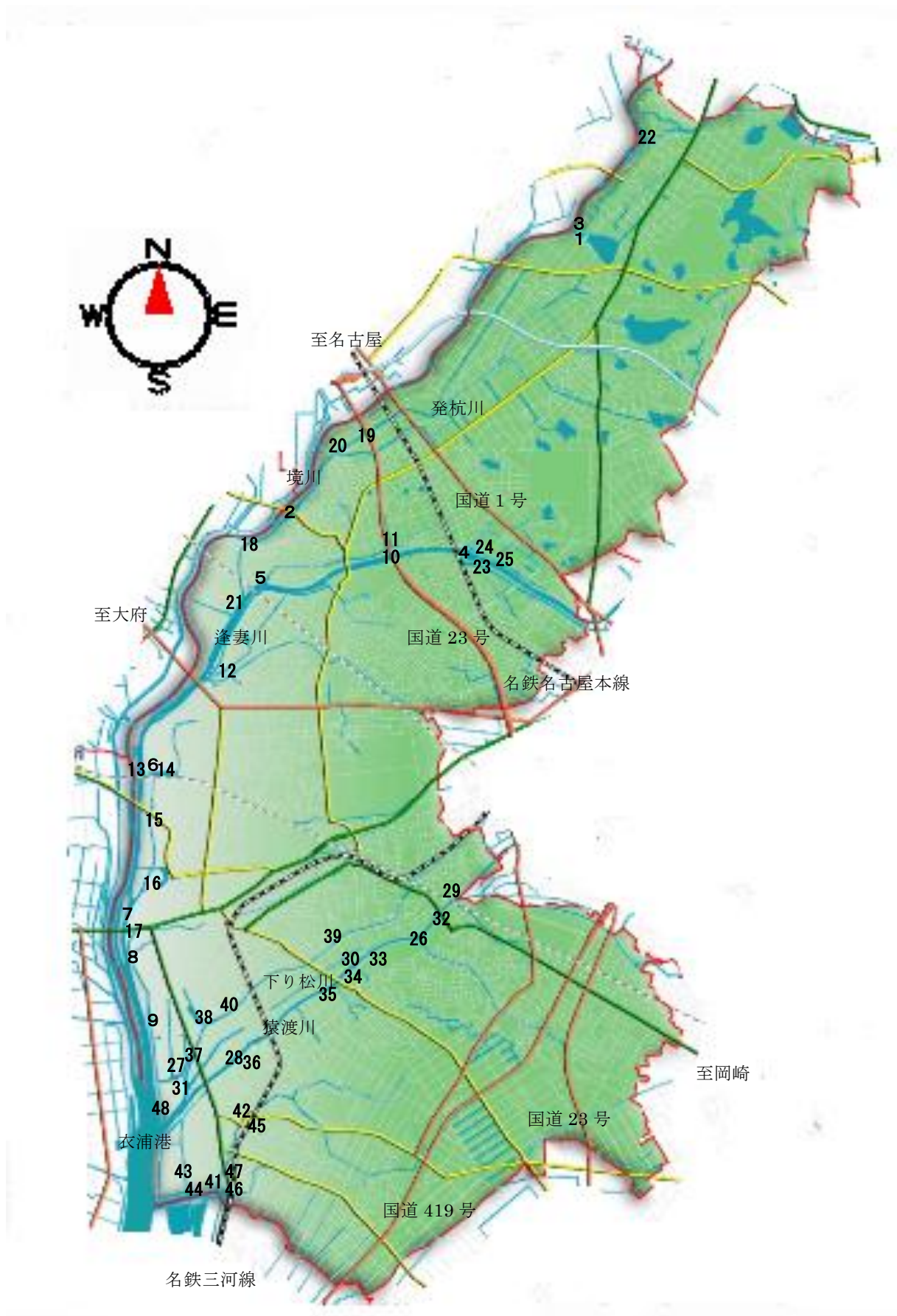


図4 水位観測所【県水防テレメータ等】(P51, P52 参照)

